

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
【中間見直し】
（素案）

令和6年3月

金武地区消防衛生組合
（金武町・宜野座村）

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨・目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間及び目標年度	5
第4節 計画の対象区域及び対象廃棄物	5
第2章 地域の概要と将来構想	6
第1節 地域の位置・地勢	6
第2節 人口等の動態	7
第3節 産業の動向	9
第4節 土地利用の状況	11
第5節 組合構成町村の基本構想	12
第3章 ごみ処理・処分の現状と課題	16
第1節 ごみ処理・処分の現状	16
第2節 収集・運搬体制の現状	30
第3節 中間処理及び最終処分体制の現状	31
第4節 ごみ処理経費	33
第5節 ごみ処理システムによる評価	34
第6節 ごみ処理・処分の課題	37
第4章 ごみ処理基本計画	40
第1節 基本理念及び基本方針	40
第2節 人口及びごみ排出量等の将来予測	41
第3節 ごみ減量化等の数値目標	50
第4節 発生抑制・資源化計画	52
第5節 分別、収集・運搬計画	56
第6節 中間処理計画	59
第7節 最終処分計画	62
第8節 計画ごみ処理フロー	64
第9節 その他の計画	65
第10節 計画の進行管理	67

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨・目的

金武地区消防衛生組合（以下、「本組合」という）では、平成31年3月に計画期間を10年間（平成31年度～令和10年度）とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「現行計画」という）」を策定しており、本組合を構成する金武町、宜野座村の住民、事業者のみなさんとともに、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指して、3R（リデュース：発生・排出を抑制する、リユース：再使用する、リサイクル：再生利用する）の取り組みを基本に、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を推進してきました。

このような状況の中、今年度は計画策定から5年目を迎え、中間見直しの年度にあたることから、計画で掲げた目標値の達成状況や社会情勢の変化、廃棄物行政の動向などを踏まえ、今後の本組合のごみ処理事業のあるべき姿の実現に向けて、現行計画の中間見直しを行うこととしました。

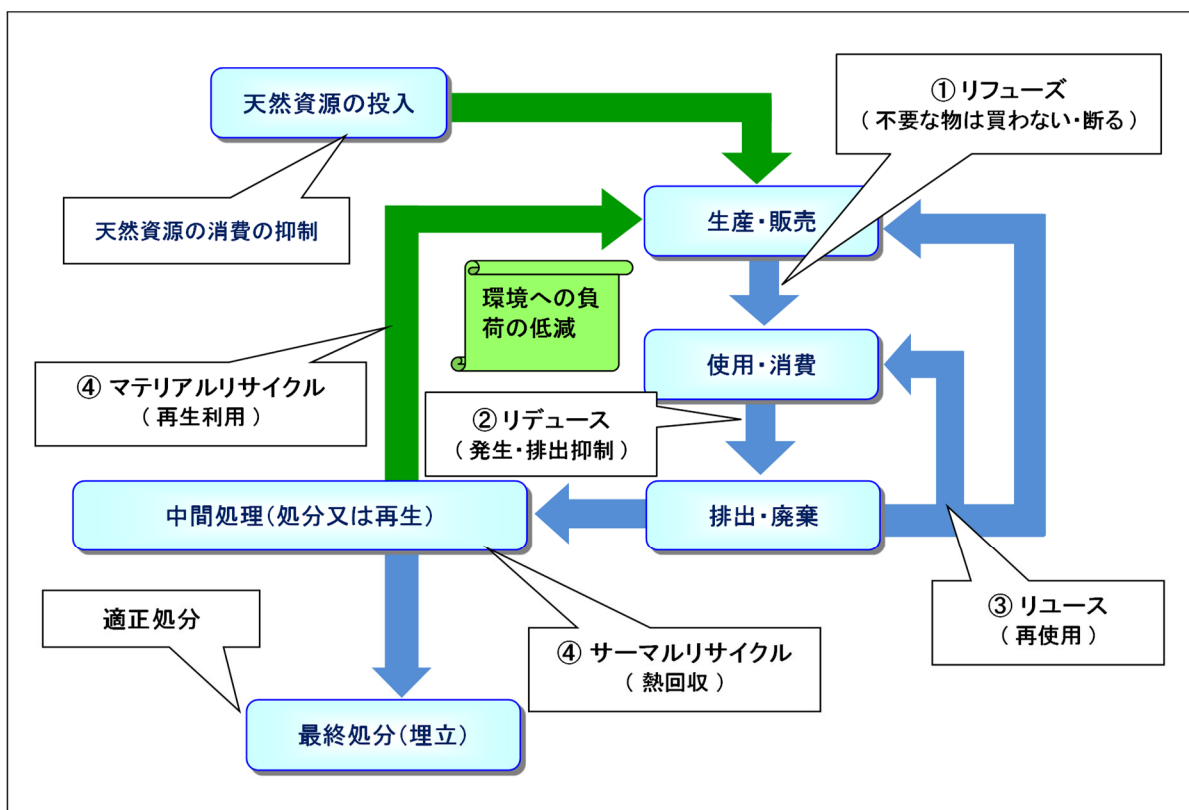


図1-1-1 循環型社会のイメージ

第2節 計画の位置づけ

1. ごみ処理計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という）」第6条第1項に基づいて策定するもので、「第5次金武町総合計画」及び「第5次宜野座村総合計画」に定める廃棄物対策のうち、一般廃棄物（ごみ）処理の将来像や基本目標を具体化・実行するための計画として、また、本組合におけるごみ処理事業の最上位の計画となるものです。

なお、一般廃棄物処理計画は、「廃棄物処理法施行規則第1条の3」の規定により、長期的視点に立って計画目標、施策等を設定した基本計画（本計画）と、施策や事業等の実施のため毎年度定める実施計画によって構成されています。

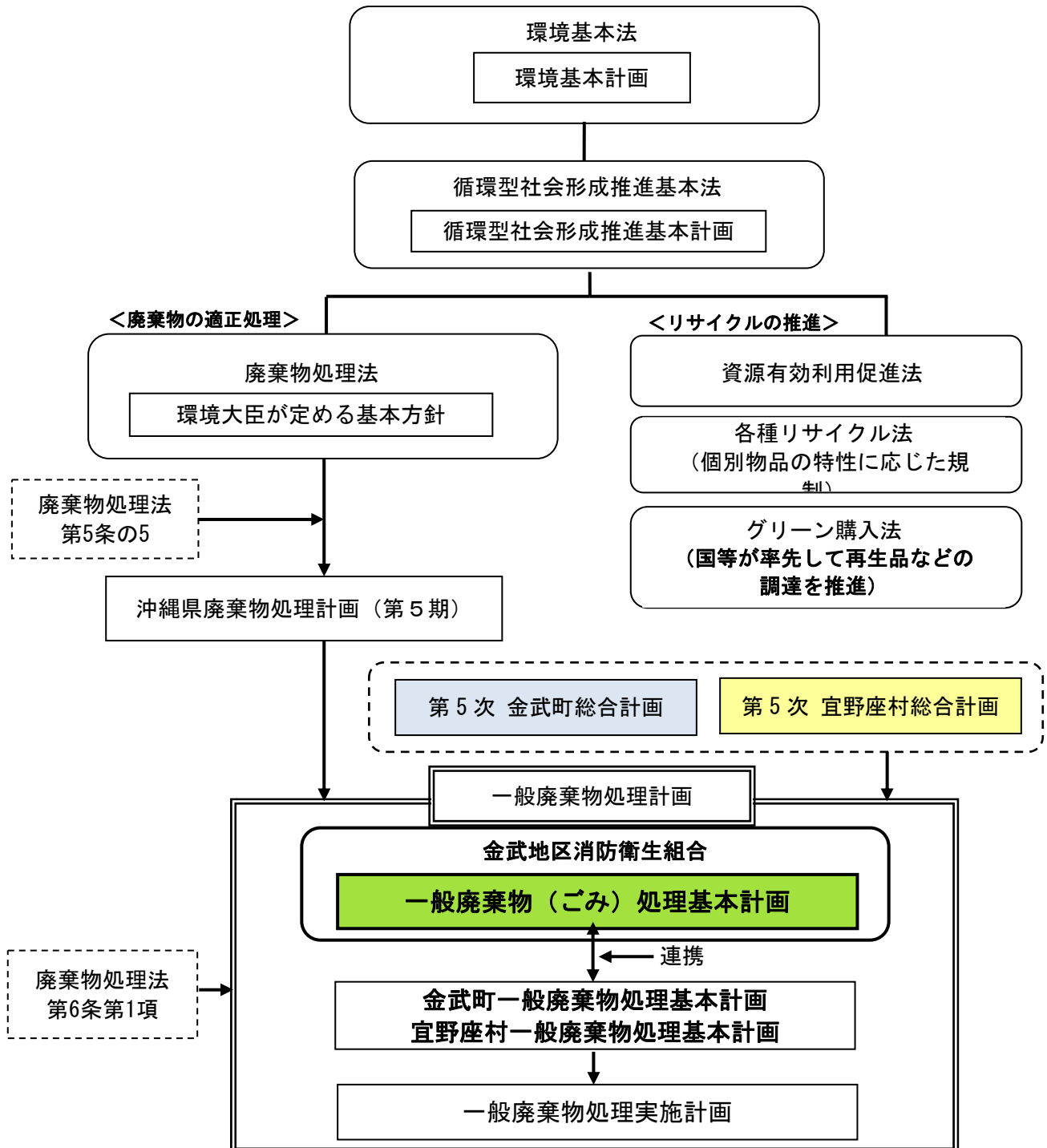


図1.2-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

2. ごみの処理・リサイクルを巡る関連法の動向

ごみの適正処理、及びリサイクルの促進等に関連する法律の動向については、表1.2-1に示すとおりです。とりわけ、「循環型社会形成推進基本法」は、形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示し、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義するとともに、ごみ処理の優先順位【発生抑制（リデュース）→再使用（リユース）→再生利用（マテリアルリサイクル）→熱回収（サーマルリサイクル）→適正処分】を初めて法定化するなど、その後のごみ処理行政や、ごみ処理基本計画等に方向性を与える重要な性格を有しています。

表1.2-1 ごみの処理・リサイクルを巡る関連法の概要とその動向

名称	概要	制定年度 (最終改正)
環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。	令和3年度改正 (平成5年度施行)
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。	平成24年度改正 (平成12年度施行)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定する。	平成29年度改正 (昭和45年度施行)
資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	資源の有効物用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的とする。	令和5年度改正 (平成3年度施行)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	家庭等から出されるごみの大半を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。	平成23年度改正 (平成7年度施行)
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されている。	令和元年度改正 (平成10年度施行)
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。	令和2年改正 (平成12年度施行)
使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律(小型家電リサイクル法)	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図る。	令和3年度改正 (平成24年度施行)
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	国等が率先して、再生などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。	平成21年度改正 (平成12年度施行)
食品ロス削減推進法	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減について総合的に推進を図る。	令和元年10月施行
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	プラスチック製品の製造メーカー等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定め、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組促進を図る。	令和3年6月施行

3. ごみ処理計画に関連する国及び沖縄県の動向

ごみ処理行政・処理計画等に関連する国及び沖縄県の動向については、以下に示すとおりです。

島嶼県である本県の地理的特性は、廃棄物の適正処理や効率的なリサイクルを推進する上で大きな制約となっており、環境への負荷の受容容量にも限りがあることから、廃棄物の排出を抑制し、再使用、再生利用のいわゆる3R（リデュース、リユース、リサイクル）によって減量化を促進し、最終処分量をできる限り低減することにより、持続可能な循環型社会の形成を図っていく必要があります。

また、ごみの適正処理では、家庭系・事業系食品ロスの削減、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の確保、廃棄物処理システムの地球温暖化対策の強化、万全な災害廃棄物処理体制の構築などがあげられます。

○ 国の動向（ごみ関連の計画及び基本方針等の改定）

- ・平成22年12月：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針
- ・平成24年 4月：第四次環境基本計画
- ・平成25年 5月：廃棄物処理施設整備計画
- ・平成25年 5月：第三次循環型社会形成推進基本計画
- ・平成25年 6月：ごみ処理基本計画策定指針
- ・平成26年 3月：災害廃棄物対策指針
- ・平成27年11月：大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針
- ・平成28年 1月：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針
- ・平成28年 9月：ごみ処理基本計画策定指針
- ・平成30年 3月：災害廃棄物対策指針
- ・平成30年 4月：第五次環境基本計画
- ・平成30年 6月：第四次循環型社会形成推進基本計画
- ・平成30年 6月：廃棄物処理施設整備計画
- ・令和元年 5月：プラスチック資源循環戦略の策定
- ・令和元年10月：食品ロスの削減の推進に関する法律の施行
- ・令和 3年 3月：グリーン購入法基本方針改正
- ・令和 5年 6月：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更

○ 沖縄県の動向（ごみ関連の計画）

- ・平成23年 3月：沖縄県廃棄物処理計画（第3期）
- ・平成25年 8月：第7期沖縄県分別収集促進計画
- ・平成28年 3月：沖縄県廃棄物処理計画（第4期）
- ・平成28年 8月：第8期沖縄県分別収集促進計画
- ・平成29年 3月：沖縄県災害廃棄物処理計画
- ・令和 3年12月：第9期沖縄県分別収集促進計画
- ・令和 4年 8月：第10期沖縄県分別収集促進計画
- ・令和 4年 3月：沖縄県廃棄物処理計画(第5期)
- ・令和 4年 3月：沖縄県食品ロス削減推進計画

第2章 地域の概要と将来構想

第1節 地域の位置・地勢

1. 金武町の位置・地勢

金武町は、沖縄県のはぼ中央部東海岸側（北緯26度27分、東経127度56分）に位置し、東西12.75kmの広がりを持ち、総面積37.84km²を擁しています。本町の北東側は宜野座村、北西側は恩納村、南西側はうるま市と隣接し、南東部の金武湾を隔てて、うるま市の島々と対峙しており、本島東側における北部地域と中南部地域を結ぶ結接点となっています。また、海岸沿いには、国道329号が縦断し、山手には沖縄自動車道が南北に走っているほか、国道329号（東側）と国道58号（西側）を結ぶ県道104号線が横断しています。

本町の地形は、北側の恩納岳をはじめ、ティーチュ岳、ブートウ岳、ジャフン岳、屋嘉岳、石川岳の山々を擁し、全体的に南東に向かってゆるやかな台地丘陵地が広がり、海岸低地へと続いています。また、これらの山々を源とする7つの小河川が海岸線に向かって南北方向に流れ、谷筋を形成し地形に変化を与えています。これらの河川沿いには水田などの農地が広がり、田園風景を醸し出しています。

2. 宜野座村の位置・地勢

宜野座村は、沖縄本島東海岸の中央部（北緯26度28分、東経127度58分）に位置し、東西7km、南北8.9 kmの広がりを持ち、総面積31.32km²を擁しています。本村の北西部は古知屋岳、ガラマン岳、漢那岳の美しい稜線を描く山並みを隔てて恩納村、南西部は金武町、北部は名護市に隣接し、南東側は太平洋に面しています。

その山並みから東海岸に向かって、漢那福地川、宜野座川、慶武原川等が河谷を形成し、漢那湾、宜野座湾、松田潟原に注いでいます。また、河口周辺には豊かなマングローブ群落がみられ、漢那・惣慶・宜野座・松田には美しいビーチがあり、海水浴等にも親しまれています。さらに、河川は太平洋に注いでいるため、西から東に向かってなだらかに波形状の台地を形成し、大きな松田鍾乳洞は観光資源の1つとなっています。

道路は、東西に県道234号線が横断し、南北に国道329号が縦断しています。耕地は国道329号を中心として東西に広がっています。

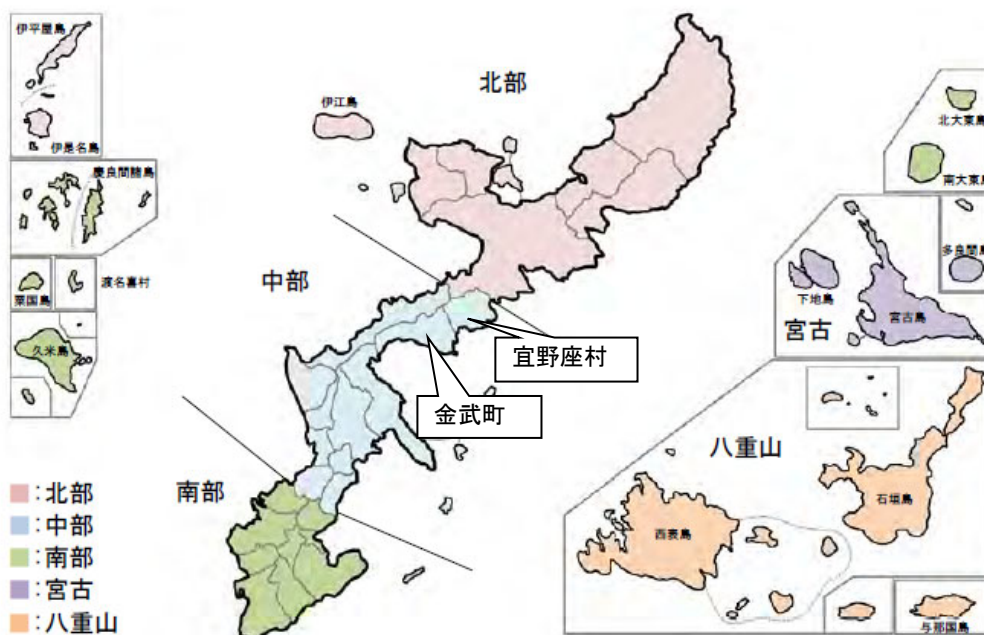


図2.1-1 組合構成町村の位置図（沖縄県保健所管轄区域）

第2節 人口等の動態

1. 人口及び世帯数・世帯人員の推移

平成25年度～令和4年度までの行政区域内人口（総人口）、世帯数及び世帯当たりの人員（世帯人員）の推移は、表2.2-1、図2.2-1に示すとおりです。令和4年度の人口は、金武町が11,459人、宜野座村が6,278人、組合全体では17,737人となります。

組合全体の人口、世帯数の推移は、いずれも経年的に増加傾向にあり、世帯人員については減少する傾向（核家族化・単独世帯化）にあります。

表2.2-1 人口及び世帯数・世帯人員等の推移

年度	金武町				宜野座村				組合			
	人口 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)	年度	人口 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)	年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)
H25	11,415	-	5,096	2.2	H25	5,840	-	2,239	2.6	H25	17,255	7,335
H26	11,477	0.54	5,150	2.2	H26	5,900	1.03	2,285	2.6	H26	17,377	7,435
H27	11,468	-0.08	5,187	2.2	H27	5,918	0.31	2,301	2.6	H27	17,386	7,488
H28	11,463	-0.04	5,242	2.2	H28	5,948	0.51	2,339	2.5	H28	17,411	7,581
H29	11,496	0.29	5,309	2.2	H29	5,996	0.81	2,381	2.5	H29	17,492	7,690
H30	11,572	0.66	5,359	2.2	H30	6,074	1.30	2,482	2.4	H30	17,646	7,841
R1	11,476	-0.83	5,415	2.1	R1	6,107	0.54	2,541	2.4	R1	17,583	7,956
R2	11,444	-0.28	5,470	2.1	R2	6,166	0.97	2,587	2.4	R2	17,610	8,057
R3	11,474	0.26	5,583	2.1	R3	6,240	1.20	2,658	2.3	R3	17,714	8,241
R4	11,459	-0.13	5,633	2.0	R4	6,278	0.61	2,714	2.3	R4	17,737	8,347

注) 人口は住民基本台帳より各年10月末人口

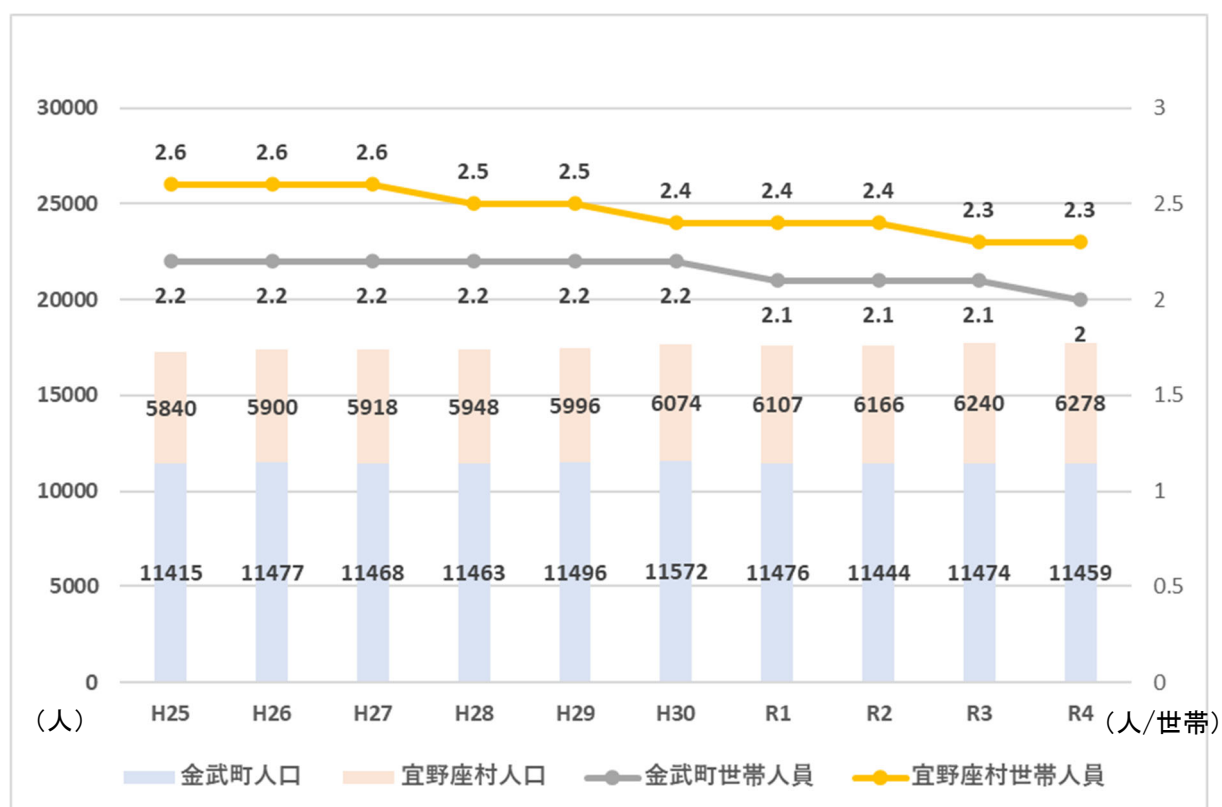


図2.2-1 人口及び世帯数・世帯人員等の推移

2. 年齢別人口の推移

(1) 金武町

国勢調査（総務省統計局：平成22年～令和2年）に基づく金武町の年齢3区分人口割合の推移をみると、平成22年以降、老年人口（65歳以上）が年少人口（14歳以下）を上回る勢いで増加しており、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。

金武町においては、平成22年に老年人口の割合が23.1%となり、超高齢社会（総人口に占める老年人口の割合が21%を超えた社会）を迎えています。

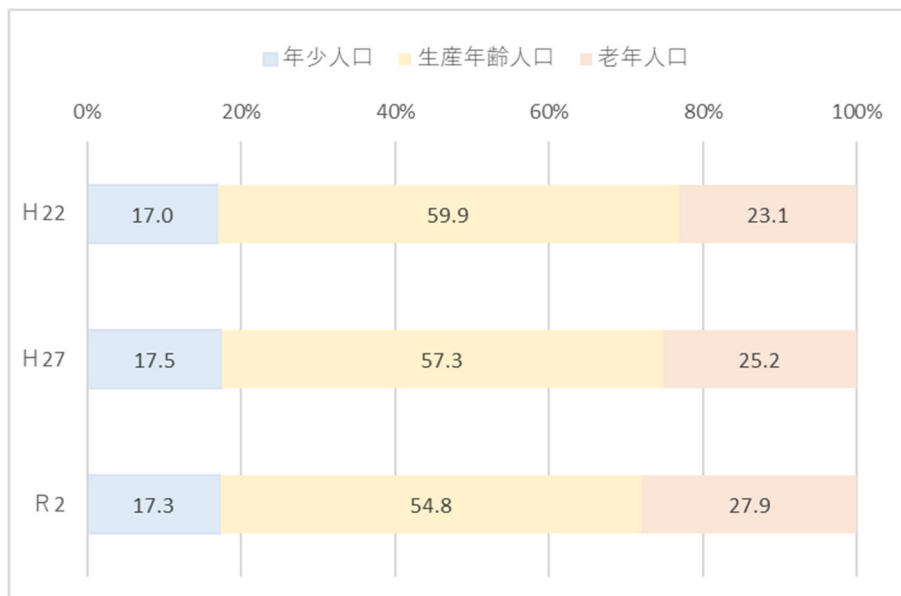


図2.2-2 年齢別人口割合の推移（金武町）

引用：「沖縄統計年鑑」

(2) 宜野座村

国勢調査（総務省統計局：平成22年度～令和2年度）に基づく宜野座村の年齢3区分人口割合の推移をみると、金武町と同様に平成17年以降、老年人口（65歳以上）が年少人口（14歳以下）を上回る勢いで増加しており、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。

宜野座村においても、平成22年に老年人口が21.1%となり、超高齢社会を迎えています。

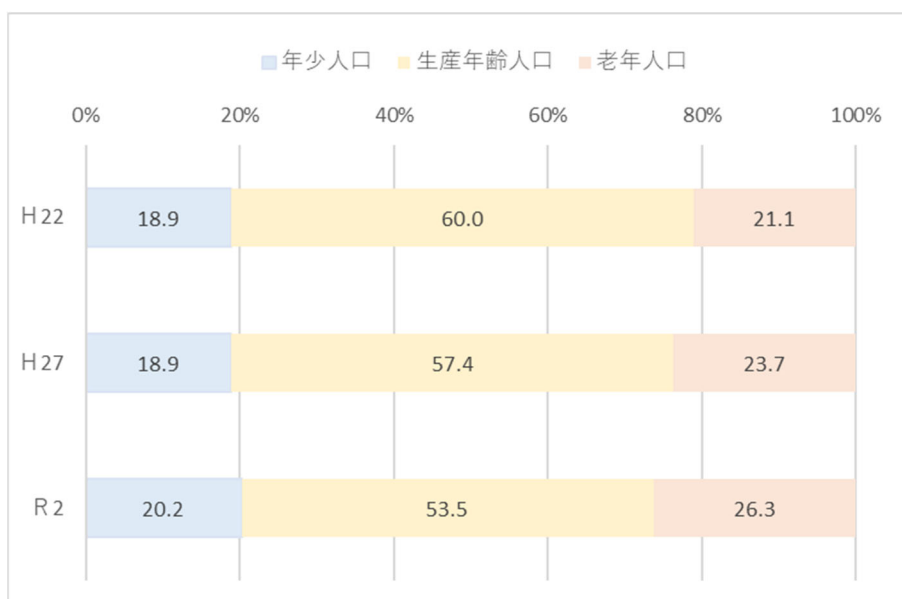


図2.2-3 年齢別人口割合の推移（宜野座村）

引用：「沖縄統計年鑑」

第3節 産業の動向

1. 金武町の産業

国勢調査（総務省統計局：平成22年度～令和2年度）に基づく金武町の産業別（3類型）就業者数・構成比の推移は、表2.3-1、図2.3-1に示すとおりです。

令和2年の産業別就業者の構成比をみると、第1次産業が9.0%、第2次産業が17.2%、第3次産業が73.8%となっています。

金武町においては、第3次産業の就業者数が最も高く、その構成比は年々増加している一方、第1次産業の構成比は減少傾向にあります。なお、第2次産業についても、就業者数、構成比ともに増加しています。

表2.3-1 産業別就業者数・構成比の推移（金武町）

区分		第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
H22	就業者数（人）	570	725	3,059	4,354
	構成比（%）	13.1	16.7	70.2	100
H27	就業者数（人）	512	764	3,332	4,608
	構成比（%）	11.0	16.7	72.3	100
R2	就業者数（人）	417	793	3,404	4,614
	構成比（%）	9.0	17.2	73.8	100

注）第3次産業には、「分類不能の産業」を含む

引用：「統計きん」（令和4年度版）

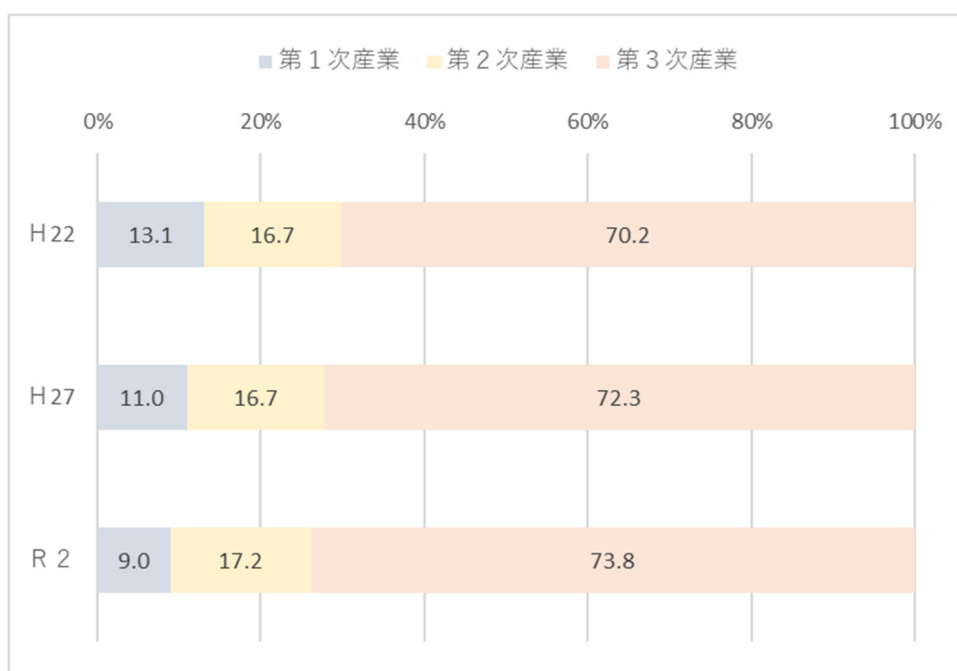


図2.3-1 産業別就業者構成比の推移（金武町）

2. 宜野座村の産業

国勢調査（総務省統計局：平成22年度～令和2年度）に基づく宜野座村の産業別（3類型）就業者数・構成比の推移は、表2.3-2、図2.3-2に示すとおりです。

令和2年の産業別就業者の構成比をみると、第1次産業が13.9%、第2次産業が15.2%、第3次産業が70.9%となっています。

宜野座村においても、第3次産業の就業者数が最も高く、その構成比は年々増加しています。また、第1次産業の構成比は一貫して減少傾向にあるものの、就業者数の減少はやや鈍化しています。第2次産業については、就業者数、構成比ともに平成22年より増加しています。

表2.3-2 産業別就業者数・構成比の推移（宜野座村）

区分		第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
H22	就業者数（人）	418	333	1,638	2,389
	構成比（%）	17.5	13.9	68.6	100.0
H27	就業者数（人）	415	389	1,821	2,625
	構成比（%）	15.8	14.8	69.4	100.0
R2	就業者数（人）	403	442	2,054	2,899
	構成比（%）	13.9	15.2	70.9	100.0

注）第3次産業には、「分類不能の産業」を含む

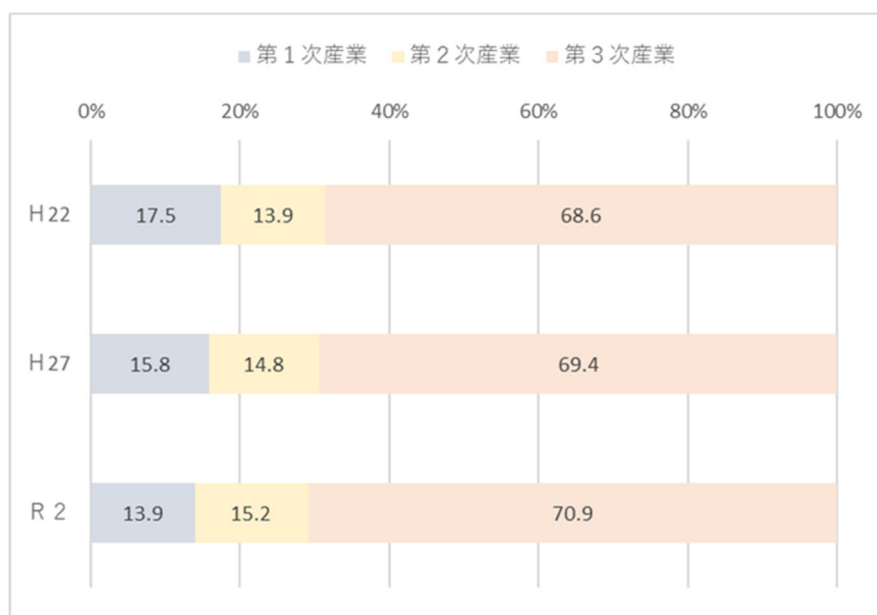


図2.3-2 産業別就業者構成比の推移（宜野座村）

第4節 土地利用の状況

1. 金武町の土地利用状況

金武町の土地利用状況（沖縄統計年鑑 令和4年）は、図2.4-1に示すとおりです。

地目別土地利用（総面積1,384ha）の割合については、その他を除くと畑が23.6%で最も多く、次いで宅地が11.1%、原野が4.9%、田が4.5%等となっています。

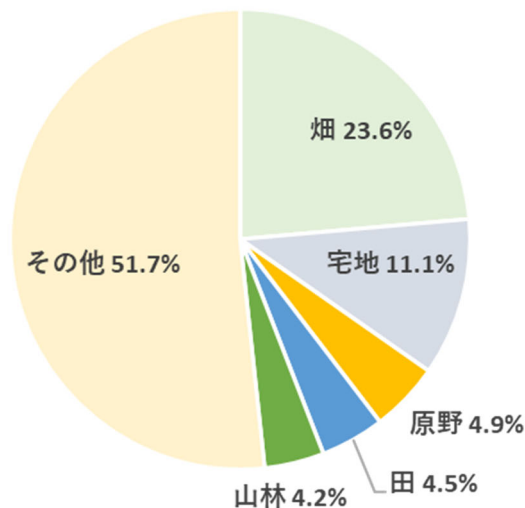


図2.4-1 地目別土地利用状況（金武町）
引用：「沖縄統計年鑑（令和4年度版）」

2. 宜野座村の土地利用状況

宜野座村の土地利用状況（沖縄統計年鑑 令和4年）は、図2.4-2に示すとおりです。

地目別土地利用（総面積962.8ha）の割合については、畑が51.9%で最も多く、次いで原野が23.6%、その他が15.6%、宅地が8.9%となっています。

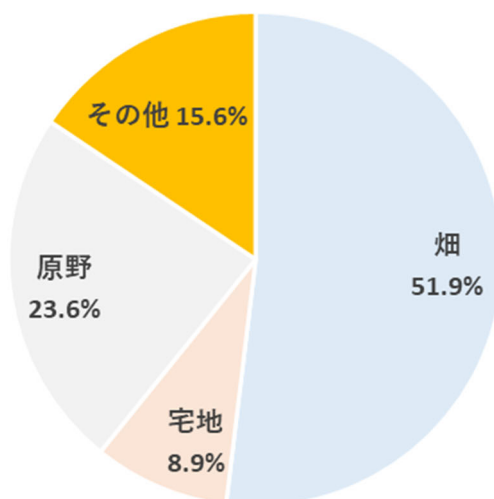


図2.4-2 地目別土地利用状況（宜野座村）
引用：「沖縄統計年鑑（令和4年度版）」

第5節 組合構成町村の基本構想

1. 金武町の基本構想

金武町では、平成28年3月に「第5次金武町総合計画（平成28年度～平成37年度）」を策定しており、『みんなで築く 夢と希望がもてるまち』の実現を目指して、6つの基本目標を掲げ、それぞれの目標に沿った各種施策を展開しています。また、令和3年3月に策定した「第5次金武町総合計画〔後期基本計画〕」において基本施策の見直しを行っています。

廃棄物処理関連については、基本目標4「安心して 暮らせるまちづくり ―環境衛生・防災対策の推進―」に位置づけられ、3つの基本施策をもとに進められています。

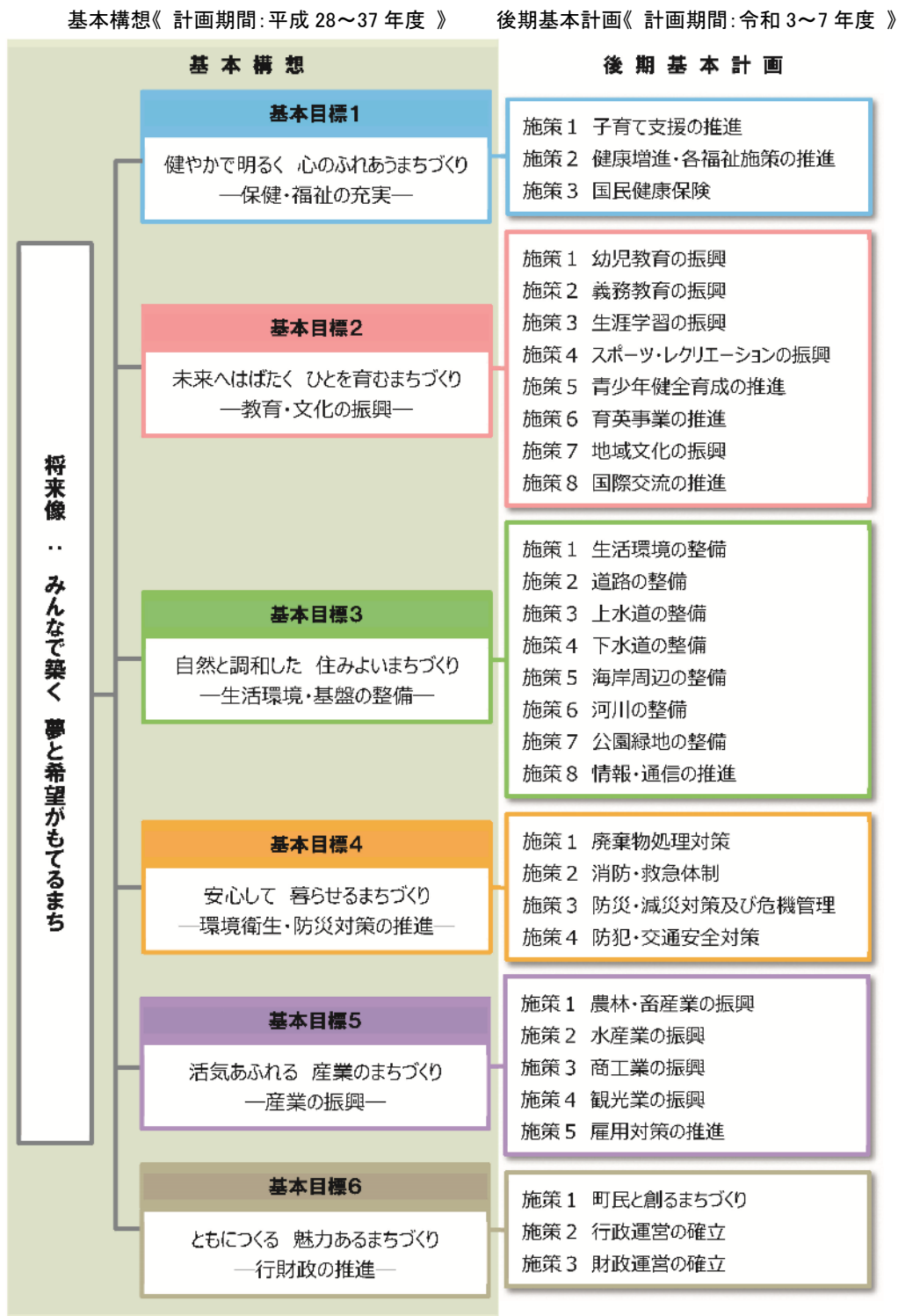


図2.5-1 第5次金武町総合計画における町の将来像と基本目標

「第5次金武町総合計画【後期基本計画】（令和3～7年度）」に示された廃棄物処理対策に関する課題や、目的及び基本方針・基本施策については、以下のとおりです。

目的 ごみの減量化・資源化を推進する。

施策の基本方針

- ごみ焼却施設及び最終処分場の整備を積極的に推進する。
- 分別収集の推進強化と啓発によるごみの減量化・資源化を推進する。
- 町民の理解と意識の高揚を図り、環境保全に配慮した廃棄物処理対策に努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度 7年度)	目標値 の方向	目標値 (令和 7年度)
ごみの減量化・資源化	町民一人当たり1日の ごみ排出量	870g	➡	827 g
	リサイクル率 (%)	10.1(令和元年度)	➡	10.4

施策の推進

(1) ごみ処理体制の確立

- ①新焼却施設が完成し、今後は最終処分場の整備を推進するとともに、ごみの処理体制の確立を図る。

(2) ごみの減量化・資源化

- ①循環型社会づくりに対する町民や企業の意識啓発を図り、ごみの排出抑制や再利用・再資源化を推奨し、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみなどの3種分別を強化します。

(3) 環境美化意識の高揚促進

- ①不法投棄防止環境パトロールの強化を図り、関係機関との連携を強化しながら不法投棄防止の呼びかけを強化します。
- ②町民を対象に環境保全に対する意識啓発に努めます。



これまでの振り返りと課題

- 金武町のごみ処理業務は、分別された後のごみを町所有のごみ収集車2台で町内を巡回し、もやせないごみは週1回、もやせるごみは週2回、資源ごみ（ペットボトル、古紙類）は月2回収集している。
- もやせるごみ及びもやせないごみは金武地区清掃センター（焼却能力32t/日）で焼却し、粗大ごみについては基本的には各家庭において金武町ごみ処理場へ搬入処理するものの、搬入できない家庭については町委託業者が連絡を受けて収集処理をしている。
- 平成23年10月に指定ごみ袋制を導入し、現在ごみの排出量は大幅な減少傾向にある。
- 今後ともさらなる資源ごみの分別化を推進し、もやせるごみを減量化していくことが必要である。

2. 宜野座村の基本構想

宜野座村では、平成29年3月に「第5次宜野座村総合計画（平成28年度～平成37年度）」を策定しており、『水と緑と太陽の里・宜野座村』をむらづくりの将来像として掲げ、6つの施策大綱のもと、それぞれの目標に沿った各種施策を展開しています。

廃棄物処理関連については、基本構想の施策大綱3「自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり”」、後期基本計画の基本施策3-4「環境衛生の向上」に位置づけられています。

基本構想《 計画期間:平成 28～37 年度 》

後期基本計画 《 計画期間:令和 3～7 年度 》

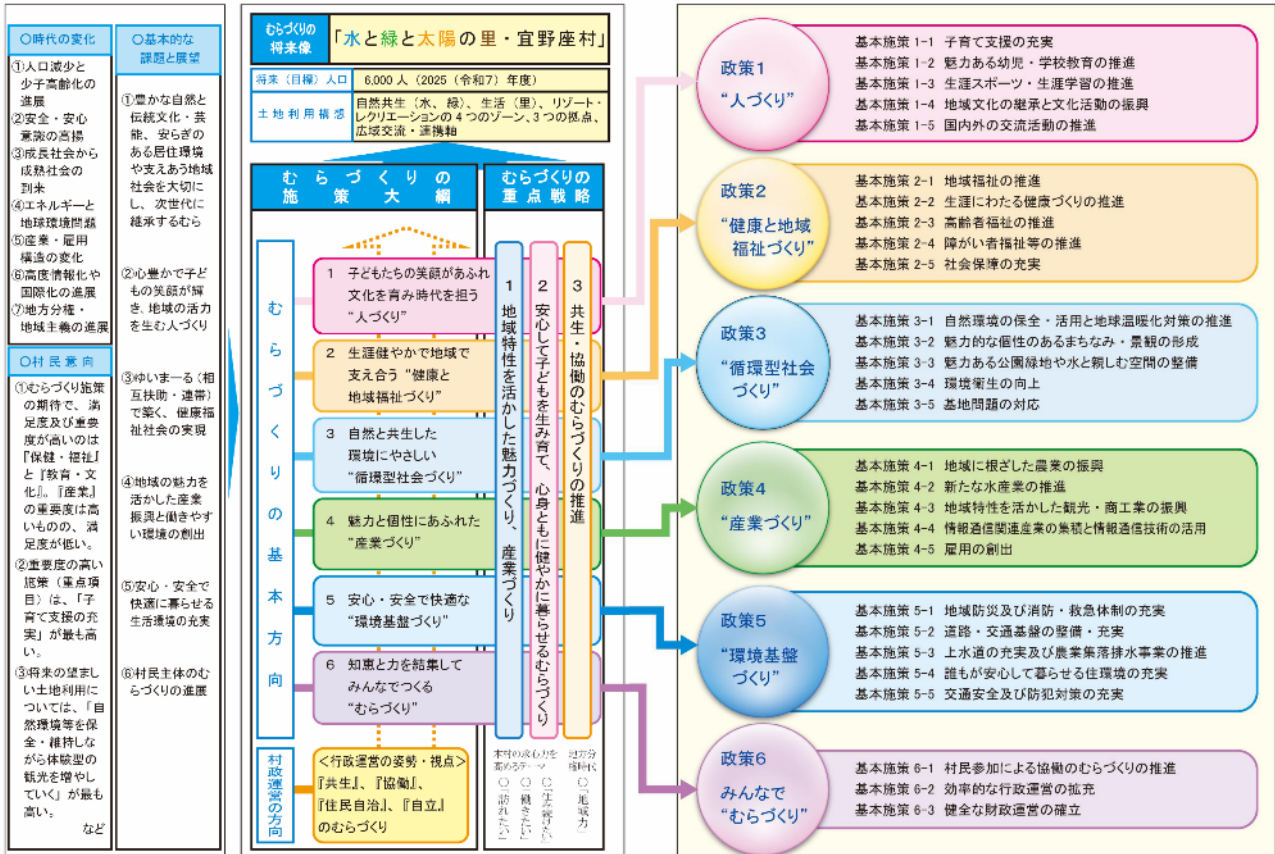


図2.5-2 第5次宜野座村総合計画の全体構成

「第5次宜野座村総合計画【後期基本計画】（令和3～7年度）」に示された廃棄物処理対策に関する課題や、施策のめざす方向及びについては、以下のとおりです。

施策のめざす方向

- 循環型社会を構築するため、分別収集による資源化の徹底や4R運動（リデュース：排出しない、リユース：再使用する、リサイクル：再資源化する）を促進するとともに、関連部局・機関や村民との連携による不法投棄の取締まりの強化、新たな一般廃棄物処理施設の整備を進めます。

成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標指標 (令和7年度)	備考
村民一人当たり1日のごみ排出量	921 g	845 g	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（金武地区消防衛生組合）より目標値を引用
資源ごみの年間回収量	136 t	136 t	
一般廃棄物の再生利用率	9.3 %	10.0 %	

施策の展開

◆ 廃棄物処理対策の充実

- ① 一般家庭や事業所等におけるごみ分別収集の徹底や4R運動（リフューズ・リデュース、リユース、リサイクル）の促進など、廃棄物の抑制と資源化の推進について普及啓発を図ります。
- ② 環境監視員と連携したパトロールの実施や補助事業の活用により、不法投棄対策の強化を図ります。
- ③ 金武地区消防衛生組合等の広域的な連携及び村民・事業者・行政の連携のもと、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの適正な処理を進めます。



現状と課題

- 宜野座村のごみ処理は、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、粗大ごみの4種分別収集を実施しており、可燃ごみと不燃ごみについては、宜野座村・金武町で構成する「金武地区消防衛生組合」が運営する金武地区清掃センターで中間処理している。また、公園等の剪定枝、倒木等の木材の回収も実施し、宜野座村堆肥化センター（オガコ製造施設）で畜舎の敷材としてリサイクルしている。
- ごみの減量化の推進及び適正化を図るため、平成19年より資源ごみの回収、平成23年10月よりごみ袋有料化の実施、平成26年8月から粗大ごみの処理券を販売開始し、ごみの減量化に積極的に取り組んでいるものの、近年は、金武地区清掃センターにおけるごみの搬入量は増減を繰り返している。
- さらに、ごみ袋の有料化、粗大ごみの処理券販売により、森林等への廃棄物の不法投棄が増加傾向にあることから、環境監視員によるパトロールや不法投棄された場所への監視カメラの設置、適正処理の指導等を実施している。

第3章 ごみ処理・処分の現状と課題

第1節 ごみ処理・処分の現状

1. 処理主体

ごみ処理に関する実施主体について、収集・運搬及び中間処理の一部は、金武町、宜野座村がそれぞれ行っており、中間処理及び最終処分は、本組合が主体となって実施しています。

表3.1-1 ごみの処理主体

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
処理主体	金武町、宜野座村	金武地区消防衛生組合 金武町・宜野座村	金武地区消防衛生組合

2. ごみ処理フロー

ごみ処理の流れ（ごみ処理フロー）は以下のとおりです。

もやせるごみは、金武地区清掃センター（ごみ焼却処理施設）で焼却処理し、焼却残渣については、業者へ委託し、埋立処分や再生資源化を行う計画です。

もやせないごみのうち、カン類、その他の金属類は、金武地区清掃センター（不燃物資源化施設）で破碎・選別・圧縮し、鉄・アルミは資源化を行い、不燃残渣は、焼却残渣と同様に民間処理業者へ委託して埋立処分もしくは再資源化を行っています。また、ビン・ガラス類と資源ごみは、ストックヤードに一時保管の後、カレット類、ペットボトル類、古紙類は、再生資源化業者によって資源化されています。

粗大ごみについては、金武地区清掃センターで中間処理を行い、焼却残渣、不燃残渣は新最終処分場、資源化物については埋立、もしくは資源化業者に委託し再資源化を行います。

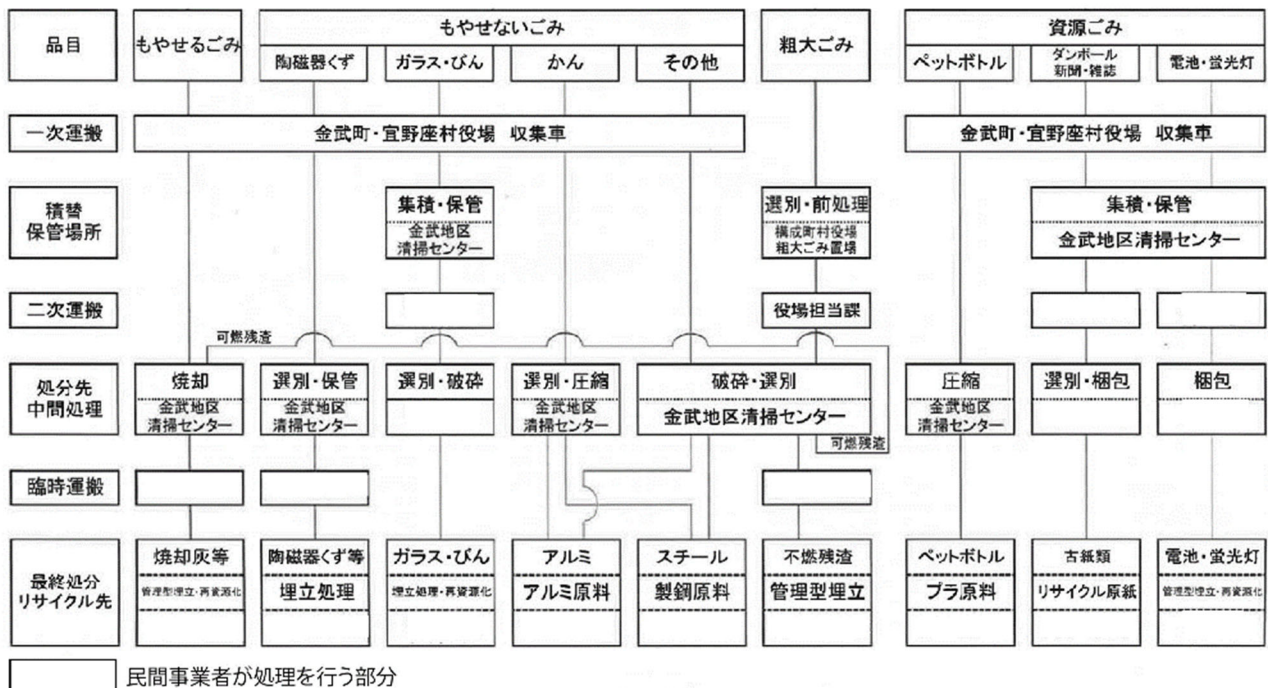


図3.1-1 現状のごみ処理の流れ（ごみ処理フロー）

引用：金武地区清掃センター ごみ処理の概要（令和3年度）

3. ごみの分別区分・排出方法・収集頻度

ごみの分別区分・排出方法・収集頻度については、表3.1-2～3に示すとおりです。

(1) 分別区分

ごみの分別区分は、金武町、宜野座村ともに「もやせるごみ」「もやせないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の4種類分別となっています。

(2) 排出方法

排出方法については、もやせるごみ、資源ごみのペットボトル類は、指定袋による排出としており、古紙類は、紙紐で十字に縛るよう指導しています。もやせないごみは、カゴ等（指定なし）で排出し、収集員がその場で収集車両に移し替える方式を採用しています。

なお、粗大ごみについては、収集・運搬は行っていないため、住民が事前に処理券を購入し、各町村の粗大ごみ置場（一時仮置場）に自己搬入しています。

(3) 収集頻度

収集頻度は、もやせるごみが2回/週、もやせないごみが1回/週（宜野座村はビン・ガラス類、缶鉄・陶器類の収集週が異なる）、資源ごみが2回/月となっています。

表3.1-2 金武町の分別区分・排出方法・収集頻度

分別区分	ごみの種類	排出方法	収集頻度
もやせるごみ	生ごみ、プラスチック類、食用油、紙くず、草木類、その他（衣類、革類、ゴム類、靴類等）	指定ごみ袋	2回/週
もやせないごみ	カン類（陶磁器類、金属類、スプレー缶、包丁等）	ビン・ガラス類とカン類に分けて、かご等に入れて出す	1回/週
	ビン・ガラス類（飲料用ビン・化粧品のビン、ガラスコップなどの食器）		
資源ごみ	ペットボトル類（飲料用・調味料用）	透明なビニール袋（H30～）	2回/月
	古紙類（新聞紙・チラシ、ダンボール、紙パック、その他の紙類）	紙紐で十字に縛る	
	電池・照明類（乾電池、電球、蛍光灯）	かご等に入れて出す	
粗大ごみ	大型家具等（タンス・椅子・棚・ベッド・机・畳・流し台・ストーブ・ガスコンロ・石油コンロ等）、小型家具（ラジオ・炊飯器・トースター・ステレオ・扇風機等）、自転車・三輪車	申込み制（有料）	自己搬入

表3.1-3 宜野座村の分別区分・排出方法・収集頻度

分別区分	ごみの種類	排出方法	収集頻度
もやせるごみ	生ごみ、プラスチック類、食用油、紙くず、草木類、その他（衣類、革類、ゴム類、靴類等）	指定ごみ袋	2回/週
もやせないごみ	ビン・ガラス類	かご等に入れて出す	2～3回/月
	カン・鉄・陶器類		2回/月
資源ごみ	ペットボトル類（飲料用・調味料用）	透明なビニール袋	2回/月
	古紙類（新聞紙、本類、ダンボール、牛乳パック）	紙紐で十字に縛る	
	電池・照明類（乾電池、電球、蛍光灯）	かご等に入れて出す	
粗大ごみ	大型家具等（タンス・椅子・棚・ベッド・机・畳・流し台・ストーブ・ガスコンロ・石油コンロ等）、小型家具（ラジオ・炊飯器・トースター・ステレオ・扇風機等）、自転車・三輪車	申込み制（有料）	自己搬入

4. ごみ排出量の現状

平成27年度～令和3年度におけるごみ排出量の実績は、以下に示すとおりです。

(1) 金武町

① ごみ総排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ）の実績

令和3年度のごみ総排出量は4,354 tとなり、増加傾向にあります。

平成27年度からのごみ総排出量の内訳をみると、生活系ごみは2,413 tから2,898 t、事業系ごみは1,254 tから1,456 tと増減を繰り返す傾向にあります。

1人1日当たりごみ総排出量は増加傾向にあり、令和3年度は1,040 gとなっています。

② 生活系ごみ排出量の実績

令和3年度の生活系ごみ排出量は2,898 tで、その約80%をもやせるごみが占めています。

1人1日当たり生活系ごみ排出量は、平成27年度の576 gより増加傾向にあり、令和3年度は692 gとなっています。

また、1人1日当たり家庭ごみ排出量についても増加傾向にあり、令和3年度は622 gとなっています。

③ 事業系ごみ排出量の実績

令和3年度の事業系ごみ排出量は1,456 t、その約90%をもやせるごみが占めています。

1人1日当たり事業系ごみ排出量は、平成27年度以降、増減を繰り返し、令和3年度では348gとなっています。

表3.1-4 ごみ排出量の実績（金武町）

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
総人口	人	11,468	11,463	11,496	11,572	11,476	11,444	11,474	
生活系ごみ	もやせるごみ	t/年	2,096	2,211	2,176	2,343	2,237	2,320	2,317
	もやせないごみ	t/年	35	36	136	92	88	91	87
	資源ごみ	t/年	243	282	102	220	227	276	293
	粗大ごみ※	t/年	39	64	67	76	80	148	201
	計	t/年	2,413	2,593	2,481	2,731	2,632	2,835	2,898
	家庭ごみ※2	t/年	2,170	2,311	2,379	2,511	2,405	2,559	2,605
事業系ごみ	もやせるごみ	t/年	1,111	1,141	1,268	1,163	1,280	1,141	1,304
	もやせないごみ	t/年	12	18	75	38	41	22	34
	資源ごみ	t/年	131	115	54	97	109	127	118
	計	t/年	1,254	1,272	1,394	1,298	1,430	1,290	1,456
ごみ総排出量	t/年	3,667	3,865	3,875	4,029	4,062	4,125	4,354	
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	876	924	923	954	970	988	1,040	
1人1日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	576	620	591	647	628	679	692	
1人1日当たり家庭ごみ排出量	g/人・日	518	552	567	594	574	613	622	
1人1日当たり事業系ごみ排出量	g/人・日	300	304	332	307	341	309	348	

※令和元年度まで粗大ごみは実績値を把握していないため、沖縄県平均（粗大ごみ1人/1日排出量）×人口を用いて推計した

※2家庭ごみは、資源ごみを除く、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみの合計

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

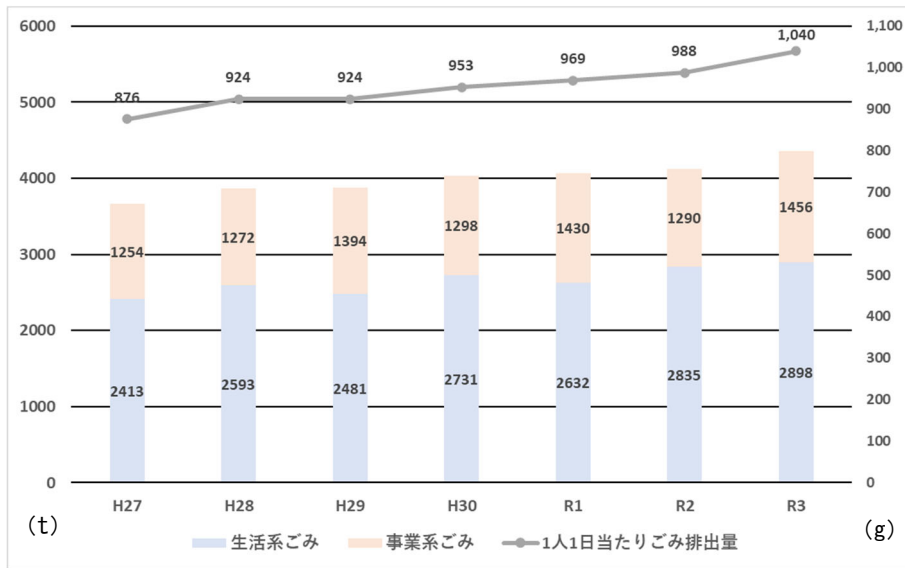


図3.1-2 ごみ総排出量の実績（金武町）

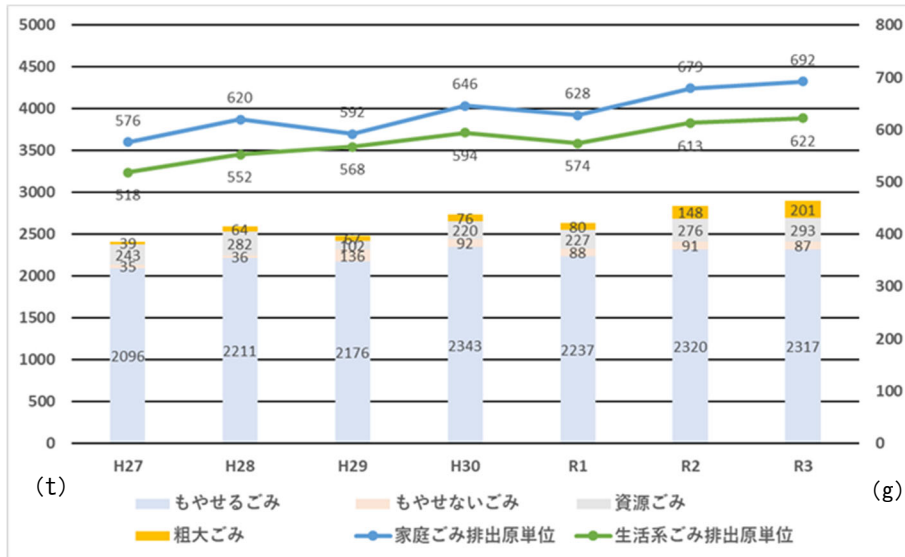


図3-1-3 生活系ごみ排出量の実績（金武町）

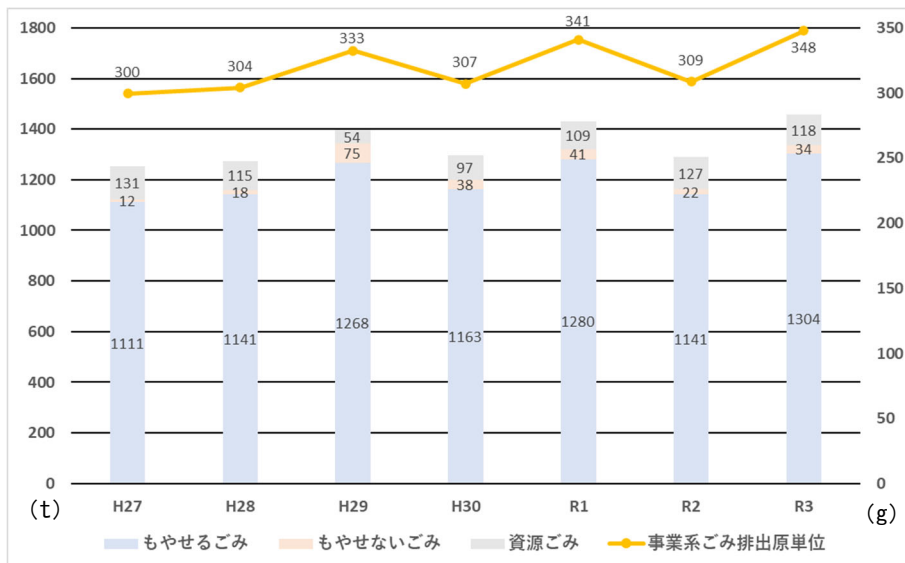


図3.1-4 事業系ごみ排出量の実績（金武町）

(2) 宜野座村

① ごみ総排出量（生活系ごみ+事業系ごみ）の実績

令和3年度のごみ総排出量は2,306 t となり、増加傾向にあります。

平成27年からのごみ総排出量の内訳をみると、生活系ごみは1,352 t から1,779 t と増加傾向にあり、事業系ごみは621 t から527 t と増減を繰り返す傾向にあります。

1人1日当たりごみ総排出量は増加傾向にあり、令和3年度は1,012 g となっています。

② 生活系ごみ排出量の実績

令和3年度の生活系ごみ排出量は1,779 t で、約76%をもやせるごみが占めています。

1人1日当たり生活系ごみ排出量は、増加傾向にあり、令和3年度は781 g となっています。

また、1人1日当たり家庭ごみ排出量についても増加傾向にあり、令和3年度は724 g となっています。

③ 事業系ごみ排出量の実績

令和3年度の事業系ごみ排出量は527 t、約81%をもやせるごみが占めています。

1人1日当たり事業系ごみ排出量は、平成27年度以降、増減を繰り返し、令和3年度では231g となっています。

表3.1-5 ごみ排出量の実績（宜野座村）

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口		人	5,918	5,948	5,996	6,074	6,107	6,166	6,240
生活系ごみ	もやせるごみ	t/年	1,229	1,218	1,226	1,326	1,318	1,390	1,359
	もやせないごみ	t/年	15	15	67	39	50	47	45
	資源ごみ	t/年	88	92	34	78	93	145	129
	粗大ごみ※	t/年	20	33	35	40	43	163	246
	計	t/年	1,352	1,358	1,362	1,483	1,504	1,745	1,779
	家庭ごみ※2	t/年	1,264	1,266	1,328	1,405	1,411	1,600	1,650
事業系ごみ	もやせるごみ	t/年	586	608	654	581	668	495	429
	もやせないごみ	t/年	2	4	35	20	17	9	18
	資源ごみ	t/年	33	36	29	38	43	53	80
	計	t/年	621	648	718	639	728	557	527
ごみ総排出量		t/年	1,973	2,006	2,080	2,122	2,232	2,302	2,306
1人1日当たりごみ排出量		g/人・日	913	924	950	957	1,001	1,023	1,012
1人1日当たり生活系ごみ排出量		g/人・日	626	626	622	669	675	775	781
1人1日あたり家庭ごみ排出量		g/人・日	585	583	607	634	633	711	724
1人1日当たり事業系ごみ排出量		g/人・日	287	298	328	288	327	247	231

※平成27年から令和元年まで粗大ごみは実績値を把握していないため、

沖縄県平均（粗大ごみ1人/1日排出量）×人口を用いて推計した

※2家庭ごみは、資源ごみを除く、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみの合計

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

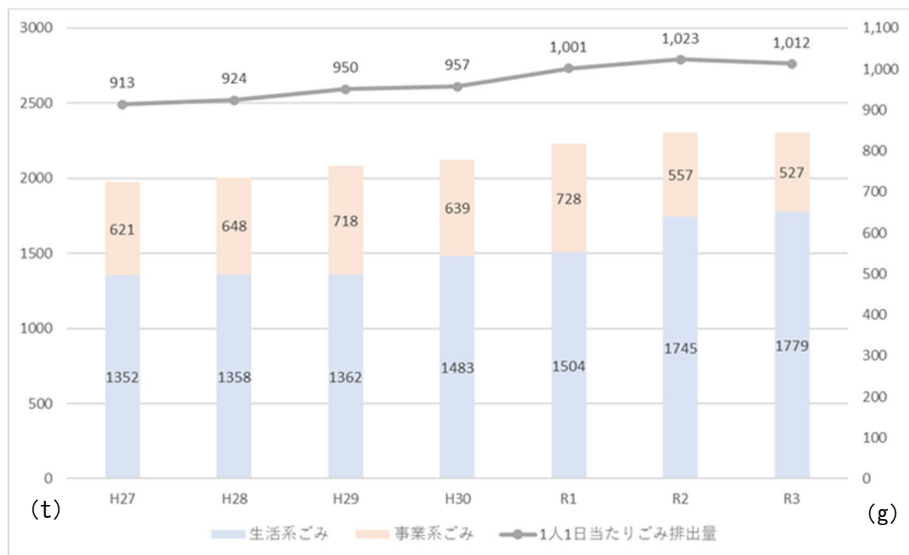


図3.1-5 ごみ総排出量の実績（宜野座村）

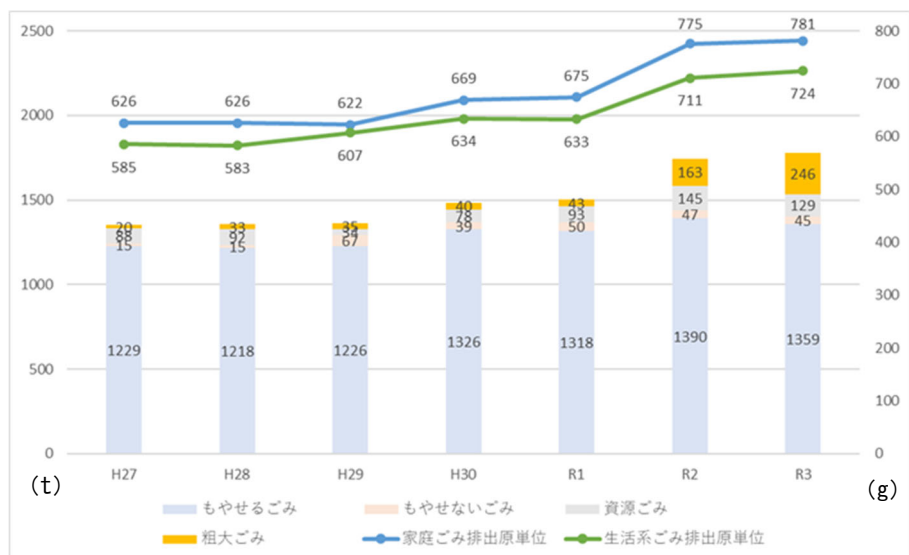


図3.1-6 生活系ごみ排出量の実績（宜野座村）

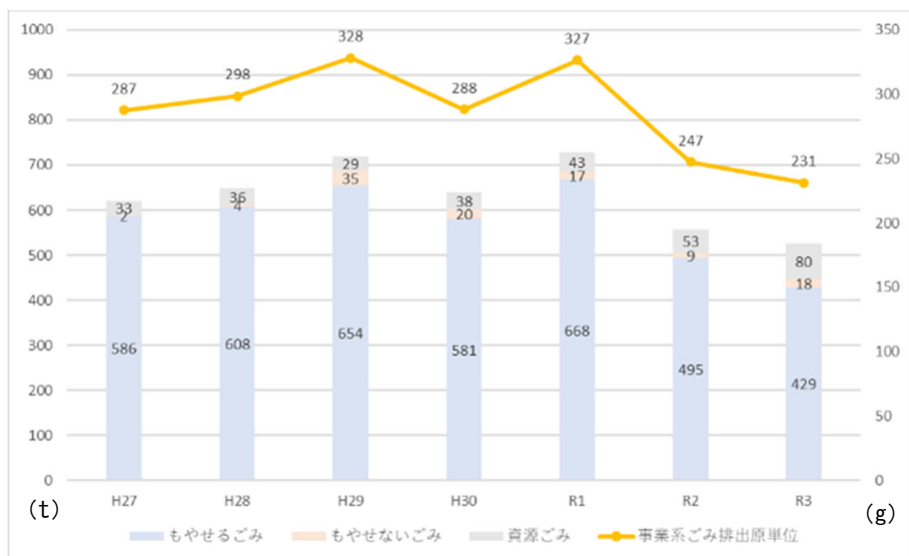


図3.1-7 事業系ごみ排出量の実績（宜野座村）

(3) 金武地区消防衛生組合（金武町＋宜野座村）

① ごみ総排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ）の実績

令和3年度のごみ総排出量は6,660 tとなり、平成27年度以降は増加傾向にあります。

平成27年度からのごみ総排出量の内訳をみると、生活系ごみは3,765 tから4,677 tと増加傾向にあり、事業系ごみは1,875 tから1,983 tと増減を繰り返す傾向にあります。

1人1日当たりごみ総排出量は増加傾向にあり、令和3年度は1,030 gとなっています。

② 生活系ごみ排出量の実績

令和3年度の生活系ごみ排出量は4,677 tで、約79%をもやせるごみが占めています。

1人1日当たり生活系ごみ排出量は、増加傾向にあり、令和3年度は723 gとなっています。

また、1人1日当たり家庭ごみ排出量についても増加傾向にあり、令和3年度は658 gとなっています。

③ 事業系ごみ排出量の実績

令和3年度の事業系ごみ排出量は1,983 t、約87%をもやせるごみが占めています。

1人1日当たり事業系ごみ排出量は、平成27年度以降、増減を繰り返し、令和3年度では307gとなっています。

表3.1-6 ごみ排出量の実績（金武地区消防衛生組合）

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口		人	17,386	17,411	17,492	17,646	17,583	17,610	17,714
生活系ごみ	もやせるごみ	t/年	3,325	3,429	3,402	3,669	3,555	3,710	3,676
	もやせないごみ	t/年	50	51	203	131	138	138	132
	資源ごみ	t/年	331	374	136	298	320	421	422
	粗大ごみ※	t/年	59	97	102	116	123	311	447
	計	t/年	3,765	3,951	3,843	4,214	4,136	4,580	4,677
	家庭ごみ※2	t/年	3,434	3,577	3,707	3,916	3,816	4,159	4,255
事業系ごみ	もやせるごみ	t/年	1,697	1,749	1,922	1,744	1,948	1,636	1,733
	もやせないごみ	t/年	14	22	110	58	58	31	52
	資源ごみ	t/年	164	151	83	135	152	180	198
	計	t/年	1,875	1,920	2,112	1,937	2,158	1,847	1,983
ごみ総排出量		t/年	5,640	5,871	5,955	6,151	6,294	6,427	6,660
1人1日当たりごみ排出量		g/人・日	889	924	933	955	981	1,000	1,030
1人1日当たり生活系ごみ排出量		g/人・日	593	622	602	654	644	713	723
1人1日あたり家庭ごみ排出量		g/人・日	541	563	581	608	595	647	658
1人1日当たり事業系ごみ排出量		g/人・日	295	302	331	301	336	287	307

※令和元年度まで粗大ごみは実績値を把握していないため、沖縄県平均（粗大ごみ1人/1日排出量）×人口を用いて推計した

※2家庭ごみは、資源ごみを除く、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみの合計

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

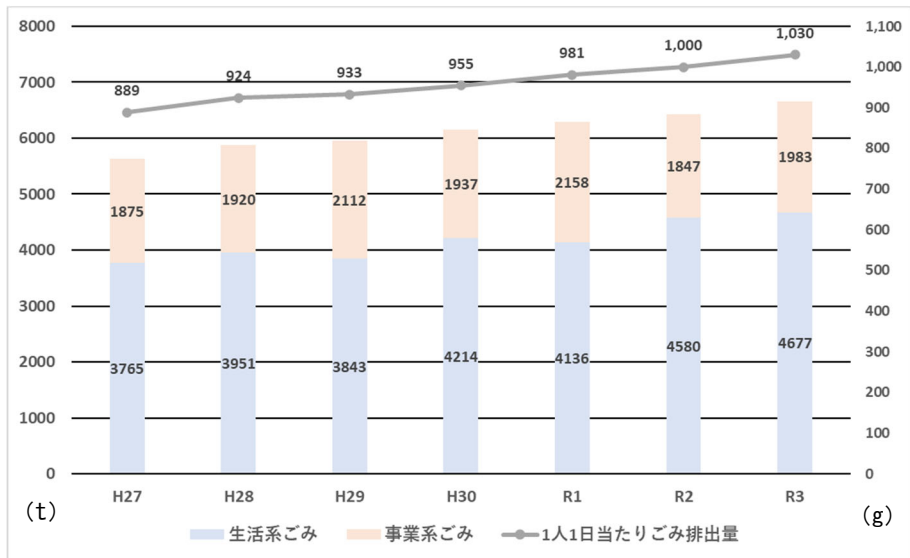


図3.1-8 ごみ総排出量の実績（金武地区消防衛生組合）

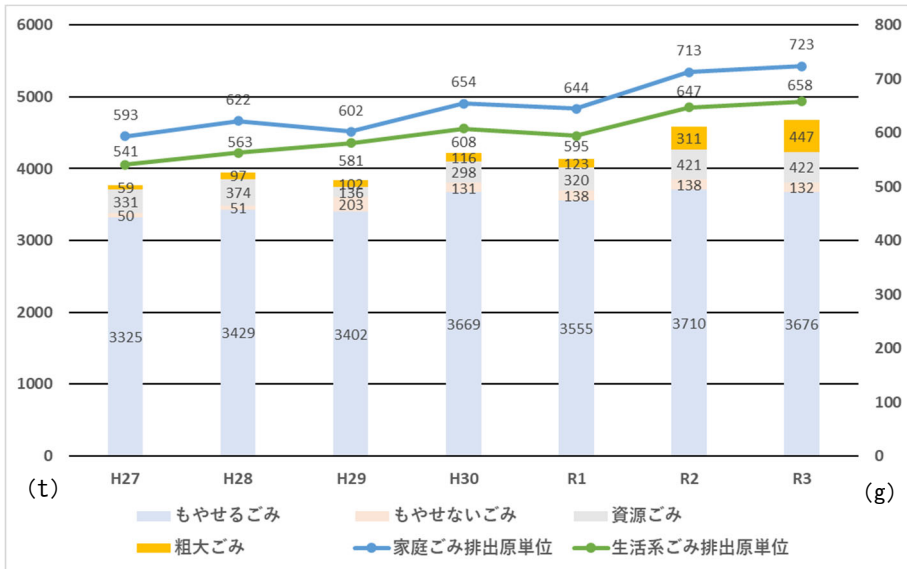


図3.1-9 生活系ごみ排出量の実績（金武地区消防衛生組合）

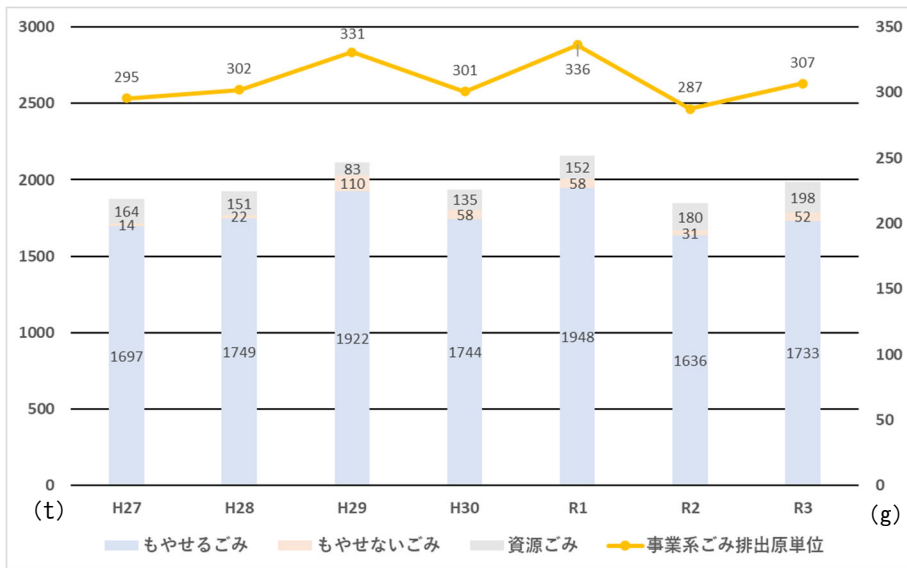


図3.1-10 事業系ごみ排出量の実績（金武地区消防衛生組合）

5. ごみ質・ごみ組成の現状

平成29年度以降、もやせるごみのごみ質分析結果は、表3.1-7、図3.1-12に示すとおりです。

過去5年間の平均でみると、ごみ種類組成（乾ベース）は、紙類が全体の約半分の50%を占め最も多く、次いでビニール・合成樹脂類が30.8%、厨芥類が8.8%、木・竹・ワラ類が6.2%等となっています。

また、ごみの三成分は、可燃分が52.1%で半分以上を占めており、低位発熱量では、10,152kJ/kgとなっています。

表3.1-7 もやせるごみのごみ質分析結果

区 分		単位	H29年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
種類組成	紙・布類	%	51.8	56.5	55.9	39.8	46.2	50.0
	ビニール・合成樹脂類	%	28.4	27.3	30.1	36.0	32.4	30.8
	木・竹・ワラ類	%	5.9	5.2	3.6	10.6	5.4	6.2
	厨芥類	%	10.5	9.3	6.2	6.3	11.9	8.8
	不燃物	%	1.7	0.9	1.3	4.3	2.6	2.2
	その他	%	1.8	0.8	2.9	3.0	1.6	2.0
単位容積重量		kg/m ³	99	105.5	100.7	108.8	104.7	103.7
三成分	水分	%	35.7	46.8	35.9	41.0	44.2	40.7
	可燃分	%	56.3	47.7	56.5	51.4	48.7	52.1
	灰分	%	8.0	5.5	7.6	7.6	7.1	7.2
低位発熱量(実測値)		KJ/kg	11,220	9,193	10,800	10,398	9,147	10,152

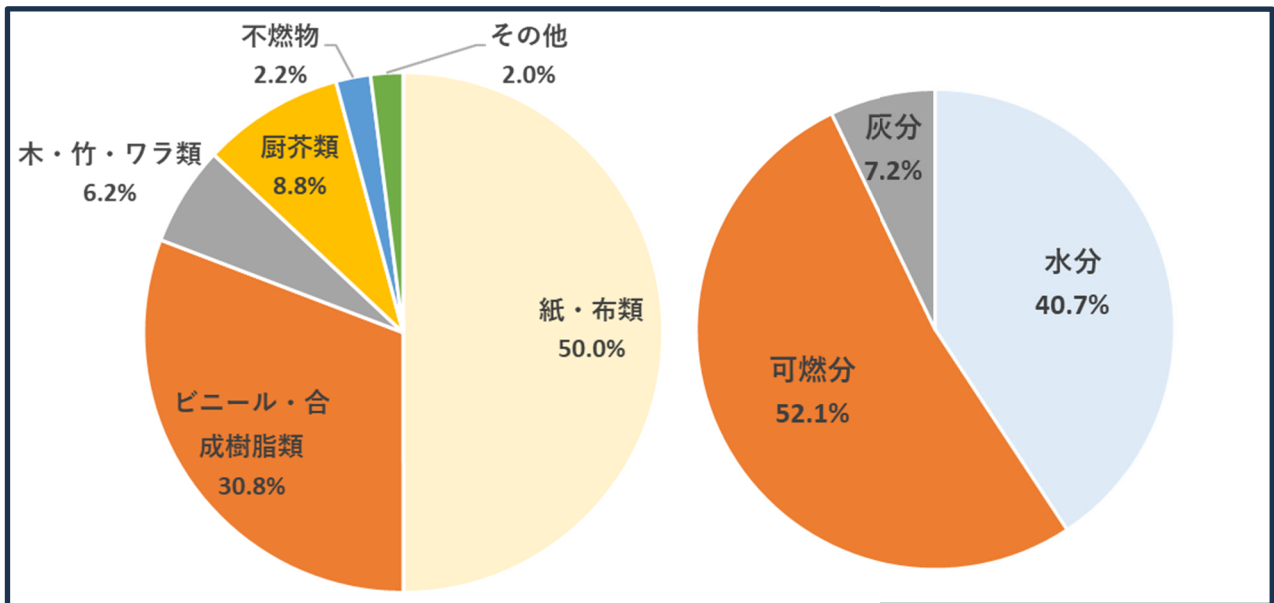


図3.1-12 ごみの種類組成及び三成分（平均：容積比、乾ベース）

6. ごみ処理・処分量の実績

本組合における平成27年度～令和3年度のごみ処理・処分量の実績は、表3.1-8～10、図3.1-13～14、及び以下に示すとおりです。

(1) 焼却処理量の実績

もやせるごみの年間焼却量は、平成27年度以降は増加傾向にあり、令和3年度では5,409tとなります。

焼却残渣（灰分や未燃分等の燃え残り）率は、これまで増減はあるものの10%前後で推移していましたが、令和2年度の新施設稼働に伴い、焼却灰の再資源化を行った影響もあり、3.8%～7.0%となっています。

表3.1-8 焼却処理量の実績

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
直接焼却量	t/年	5,022	5,178	5,324	5,413	5,503	5,348	5,409
焼却残渣	t/年	503	501	586	539	531	204	376
焼却残渣率	%	10.0	9.7	11.0	10.0	9.6	3.8	7.0

注) 焼却残渣率 = 焼却残渣 ÷ 直接焼却量 × 100

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

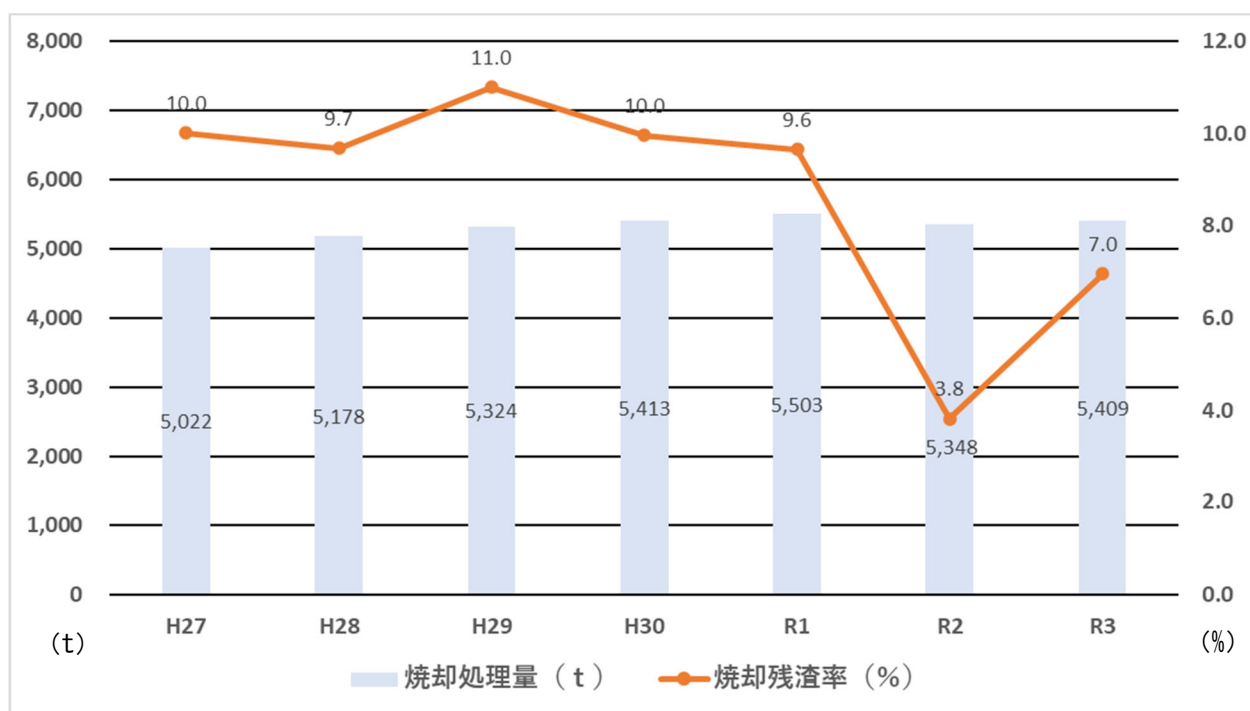


図3.1-12 焼却処理量の実績

(2) 資源ごみ回収及び不燃物処理量の実績

不燃物（もやせないごみ）の処理量は、これまでも増減を繰り返しており、令和3年度は184 t となっています。

ペットボトル、古紙類等の資源ごみ回収量は、増加する傾向にあり、令和3年度は620 t となっています。なお、この間の増加量は、古紙類が大きく影響しています。

令和2年度より新施設（焼却施設）の稼働に伴い、焼却灰の再資源化を行っているため、焼却灰の再資源化量（325t）が加算され、リサイクル率で見ると、令和3年度は15.9%で、平成27年度に対しては7.1ポイントの増加となっています。

焼却灰を除く場合のリサイクル率については、令和3年度は11.0%で、平成27年度に対して2.2ポイント増加しています。

表3.1-9(1) 資源ごみ回収量及び不燃物処理量の実績

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量		t/年	5,620	5,838	5,920	6,111	6,251	6,427	6,657
不燃ごみ回収量		t/年	64	73	313	189	196	169	184
資源ごみ回収量		t/年	495	525	219	433	472	601	620
資源 化 量 内 訳	紙類（紙類、紙パック、紙製容器包装）	t/年	188	144	149	166	203	319	330
	金属類	t/年	127	115	118	106	103	87	145
	ガラス類	t/年	134	169	195	198	193	174	172
	ペットボトル	t/年	39	57	62	69	69	76	78
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	容器包装プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	肥料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	飼料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	固形燃料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	燃料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	焼却灰・飛灰のセメント化	t/年	0	0	0	0	0	407	325
	セメント等への直接投入	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	飛灰の山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	廃食用油	t/年	0	0	0	0	0	0	0
その他	t/年	7	5	0	0	0	0	8	
資源化量		t/年	495	490	524	539	568	1,063	1,058
リサイクル率		%	8.8	8.4	8.9	8.8	9.1	16.5	15.9

注) リサイクル率 (%) = 再資源化量 / ごみ総排出量 × 100

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

表3. 1-9(2) 資源ごみ回収量及び不燃物処理量の実績（焼却灰資源化なしの場合の推定値）

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量		t/年	5,620	5,838	5,920	6,111	6,251	6,427	6,657
不燃ごみ回収量		t/年	64	73	313	189	196	169	184
資源ごみ回収量		t/年	495	525	219	433	472	601	620
資源 化 量 内 訳	紙類（紙類、紙パック、紙製容器包装）	t/年	188	144	149	166	203	319	330
	金属類	t/年	127	115	118	106	103	87	145
	ガラス類	t/年	134	169	195	198	193	174	172
	ペットボトル	t/年	39	57	62	69	69	76	78
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	容器包装プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	肥料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	飼料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	固形燃料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	燃料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	焼却灰・飛灰のセメント化	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	セメント等への直接投入	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	飛灰の山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0	0
廃食用油	t/年	0	0	0	0	0	0	0	
その他	t/年	7	5	0	0	0	0	8	
資源化量		t/年	495	490	524	539	568	656	733
リサイクル率		%	8.8	8.4	8.9	8.8	9.1	10.2	11.0

注) 焼却灰・飛灰のセメント化を0とした
引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

(3) 最終処分量の実績

最終処分量（焼却残渣＋不燃残渣）については、令和2年度の新施設（焼却施設）の整備に伴い、焼却灰を再資源化しているため、令和3年度は387 tとなっています。

これを最終処分率で見ると、令和3年度は5.8%で、平成27年度（10.0%）に対しては4.2ポイントの減少となっています。

焼却灰をそのまま最終処分したと想定した場合、令和3年度は10.7%で、平成27年度（10.0%）に対しては0.7ポイントの増加となっています。

表3.1-10(1) 最終処分量の実績

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
ごみ総排出量	t/年	5,640	5,871	5,955	6,151	6,294	6,427	6,660	
最終処分量	焼却残渣	t/年	503	501	586	539	531	204	376
	不燃残渣	t/年	63	19	0	84	57	14	11
	計	t/年	566	520	586	623	588	218	387
最終処分率	%	10.0	8.9	9.8	10.1	9.3	3.4	5.8	

注) 最終処分率 (%) = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

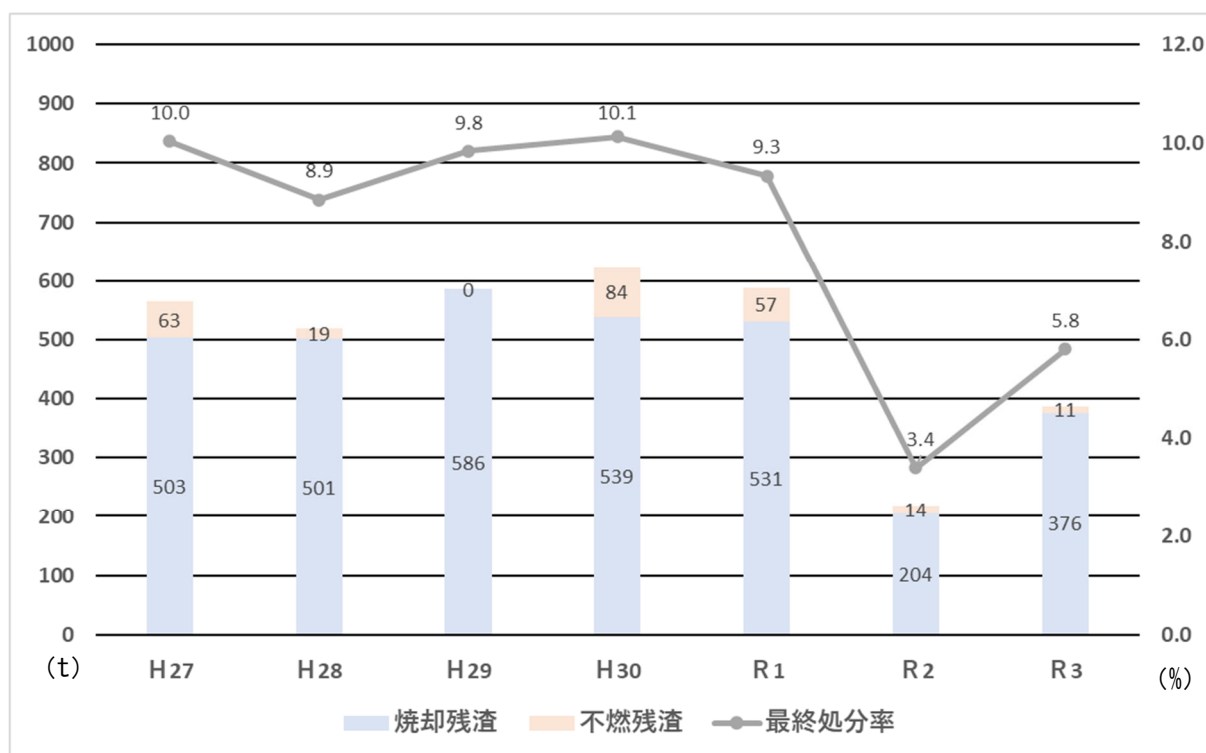


図3.1-14(1) 最終処分量の実績

表3.1-10(2) 最終処分量の実績（焼却灰資源化なしの場合の推定値）

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
ごみ総排出量	t/年	5,640	5,871	5,955	6,151	6,294	6,427	6,660	
最終処分量	焼却残渣	t/年	503	501	586	539	531	611	701
	不燃残渣	t/年	63	19	0	84	57	14	11
	計	t/年	566	520	586	623	588	625	712
最終処分率	%	10.0	8.9	9.8	10.1	9.3	9.7	10.7	

注) 最終処分率 (%) = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

引用: 「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

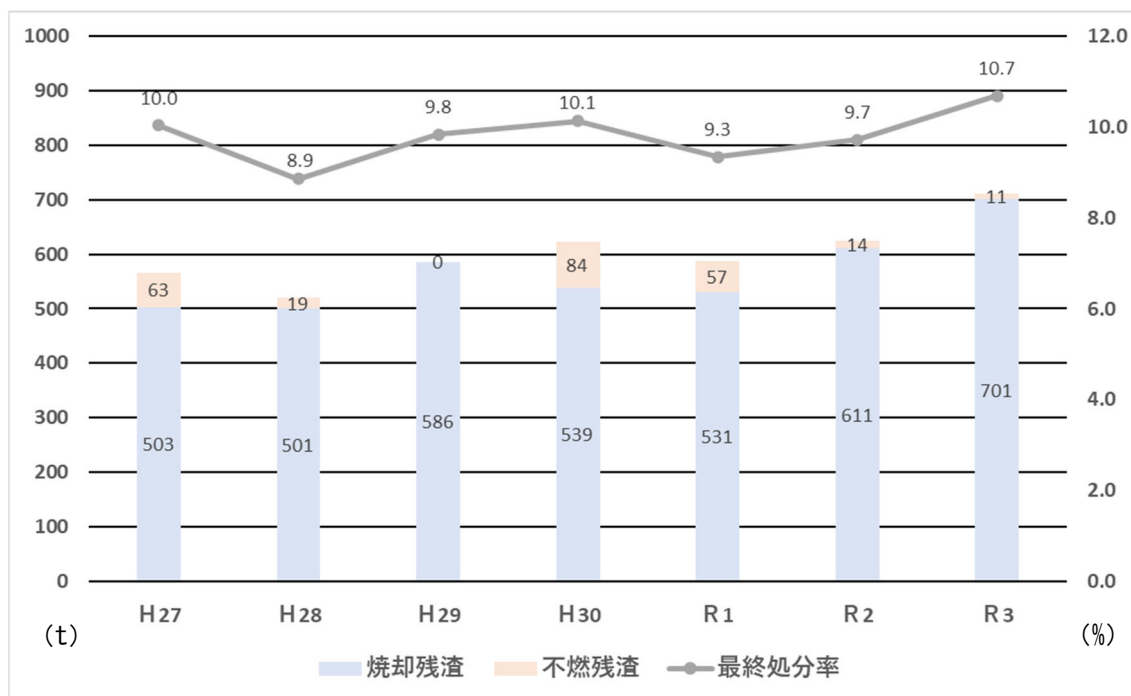


図3.1-14(2) 最終処分量の実績（焼却灰資源化なしの場合の推定値）

第2節 収集・運搬体制の現状

1. 収集区域

金武町、宜野座村のそれぞれが行政区域の全域を収集対象としています。なお、両町村とも自家処理人口は無く、収集率は100%となっています。

2. 収集方式

両町村とも、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみは、戸別収集方式を採用しています。粗大ごみについては、申込み制（有料）により各町村の粗大ごみ置き場へ自己搬入されています。

3. 収集・運搬体制

両町村におけるごみ収集・運搬の委託・許可件数は、表3.2-1に示すとおりです。また、それぞれの収集・運搬機材の整備状況については、表3.2-2に示すとおりです。

表3.2-1 収集・運搬に係る委託・許可件数

区分		委託	許可
金武町	収集運搬	3	18
	中間処理	0	0
	最終処分	0	0
	合計	3	18
宜野座村	収集運搬	1	6
	中間処理	0	0
	最終処分	0	0
	合計	1	6

(令和4年3月末現在)

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

表3.2-2 収集・運搬機材の整備状況

区分	直営分		委託業者分		許可業者分		
	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)	
金武町	収集車	2	5	5	10	77	254
	運搬車（収集運搬部門）	0	0	0	0	0	0
	運搬車（中間処理部門）	0	0	0	0	0	0
	合計	2	5	5	10	77	254
宜野座村	収集車	0	0	1	4	5	30
	運搬車（収集運搬部門）	0	0	0	0	0	0
	運搬車（中間処理部門）	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	1	4	5	30

(令和4年3月末現在)

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

第3節 中間処理及び最終処分体制の現状

1. 中間処理施設の概要

ごみの中間処理は、本組合が管理・運営する金武地区清掃センターで実施しています。

本施設には、ごみ焼却処理施設とリサイクル施設が設置されており、もやせるごみの焼却処理と、燃やせないごみ・粗大ごみ・資源ごみの破碎・選別・圧縮処理を行っています。それぞれの施設概要については、以下に示すとおりです。

(1) 焼却処理施設

本施設は、令和2年8月竣工の機械式バッチ燃焼方式で、処理能力は32 t /日 (16t/8h×2基) を有しています。

施設では、ばいじん及びダイオキシン類を捕集する高性能のろ過式集じんを行います。捕集されたばいじんからの重金属の溶出を防止し、安定化処理を行う飛灰処理施設。処理に伴い排出される汚水を処理する排水処理設備。ごみピットから発生する悪臭を燃焼用空気として送り込み悪臭源を高温で分解する設備などを備えています。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ・所在地 | : 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶 1988 番地 332 |
| ・敷地面積 | : 11,203 m ² |
| ・計画処理能力 | : 32 t /日 (16t/8h×2基) |
| ・処理方式 | : 機械化バッチ燃焼方式 |
| ・炉形式 | : ストーカ式焼却炉 |
| ・余熱利用設備 | : 給湯用温水設備 |
| ・灰処理設備 | : なし |
| ・着工～竣工 | : 平成29年3月～令和2年8月 |
| ・稼動開始年月 | : 令和2年9月 |

(2) リサイクル施設

本施設は、焼却処理施設に併設の破碎・選別・圧縮設備で、処理能力は6.3 t /5h となり、もえないごみ・粗大ごみについては、前処理破碎、破碎、選別を行います。缶類については、危険物除去を行った後にアルミ缶・スチール缶に選別、それぞれ圧縮・形成を行います。ペットボトルについては、危険物除去を行った後に圧縮梱包を行います。

- | | |
|------------------|-------------|
| ・破碎・選別・圧縮設備の処理能力 | : 6.3 t /5h |
|------------------|-------------|



図3.3-1 金武地区清掃センターの外観

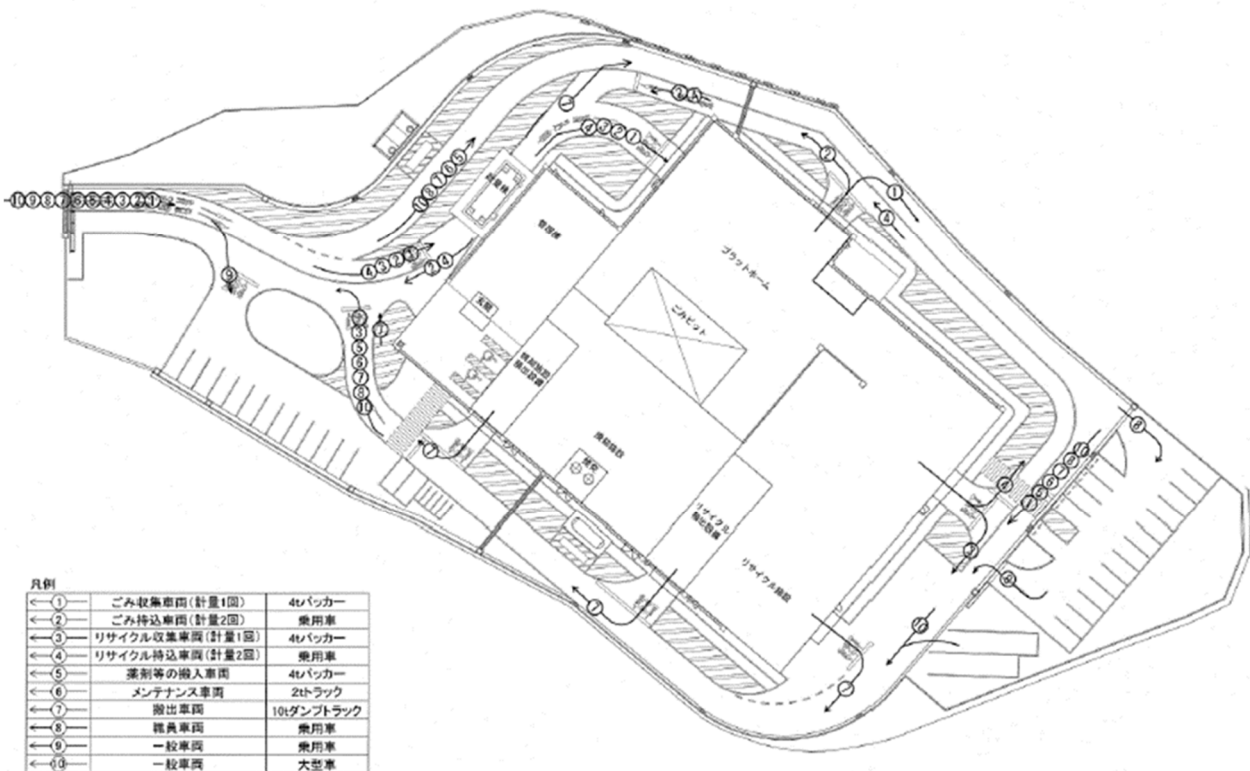


図3.3-2 金武地区清掃センターの施設配置図

2. 最終処分場の概要

最終処分については、民間処分業者および近隣自治体へ委託し、埋め立て処分を行っています。

第4節 ごみ処理経費

平成27年度～令和3年度のごみ処理経費（建設改良費は含まない）の実績は、以下に示すとおりです。

ごみ処理経費は令和2年度の新中間処理施設（焼却施設、リサイクル施設）の稼働に伴い増加傾向にあり、令和3年度では、総額2億4,380万円となっており、その内訳をみると、中間処理費が72%を占め最も多くなっています。

また、これを組合全体の総人口・世帯数でみると、令和3年度は1人当たり13,763円、1世帯当たりでは29,584円となっています。

表3.4-1 ごみ処理経費の実績

区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
総人口	人	17,386	17,411	17,492	17,646	17,583	17,610	17,714	
世帯数	世帯	7,488	7,581	7,690	7,841	7,956	8,057	8,241	
処理・維持管理費	人件費	千円	20,318	26,479	18,189	25,611	40,610	47,811	51,708
	一般職	千円	20,318	26,479	18,189	22,011	31,646	15,404	10,151
	収集運搬	千円	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理	千円	0	0	0	3,600	4,482	12,831	25,363
	最終処分	千円	0	0	0	0	4,482	19,576	16,194
	処理費	千円	36,736	46,698	35,420	47,681	34,604	43,805	63,040
	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理費	千円	36,736	46,698	35,420	47,681	34,604	43,805	63,040
	最終処分費	千円	0	0	0	0	0	0	0
	車両等購入費	千円	0	0	0	1,380	10,540	1,707	0
	委託費	千円	46,713	51,019	52,986	55,048	51,253	117,207	121,233
	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理費	千円	28,105	37,855	32,932	34,065	27,942	87,450	87,450
	最終処分費	千円	18,608	13,164	18,452	19,519	22,199	28,502	31,744
	その他	千円	0	0	1,602	1,464	1,112	1,255	2,039
	組合負担金	千円	0	0	0	0	0	0	0
	調査研究費	千円	3,543	9,476	3,878	3,650	3,573	6,605	7,821
合計	千円	107,310	133,672	110,473	133,370	140,580	217,135	243,802	
1人当たり処理経費	円/人	6,172	7,677	6,316	7,558	7,995	12,330	13,763	
1世帯当たり処理経費	円/世帯	14,331	17,633	14,366	17,009	17,670	26,950	29,584	

引用：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

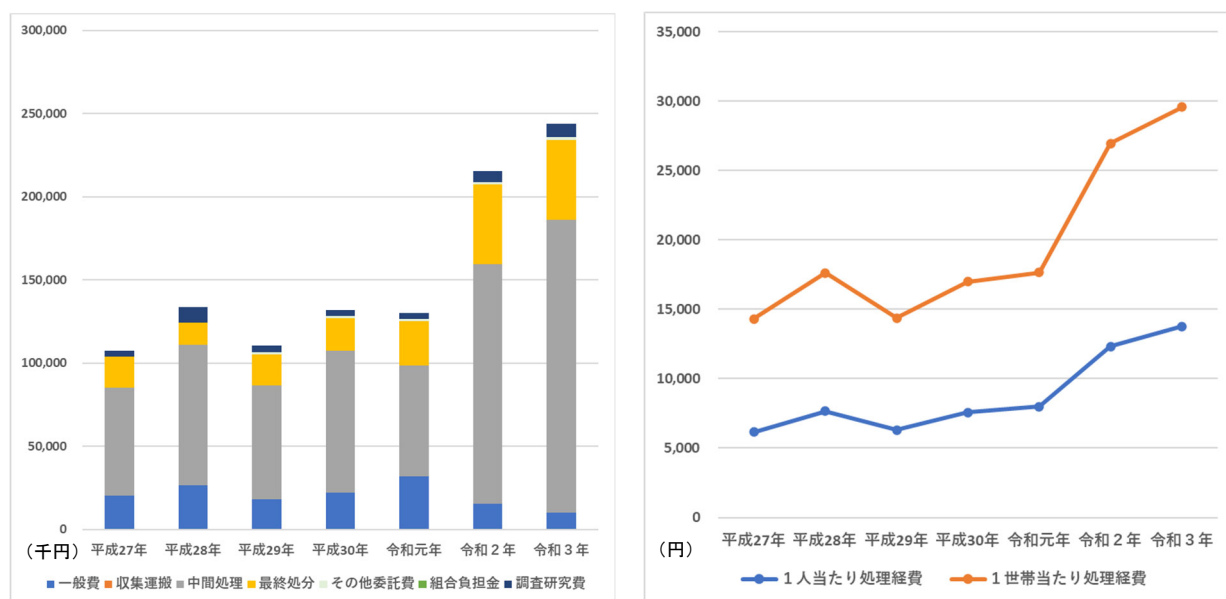


図3.4-1 ごみ処理経費の実績

第5節 ごみ処理システムによる評価

1. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析について

環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を活用して、金武町及び宜野座村における廃棄物処理システムの分析・評価を行いました。この手法は、自治体の廃棄物処理システムを客観的に評価（類似市町村間での比較）するもので、下表のような標準的な評価項目が示されています。

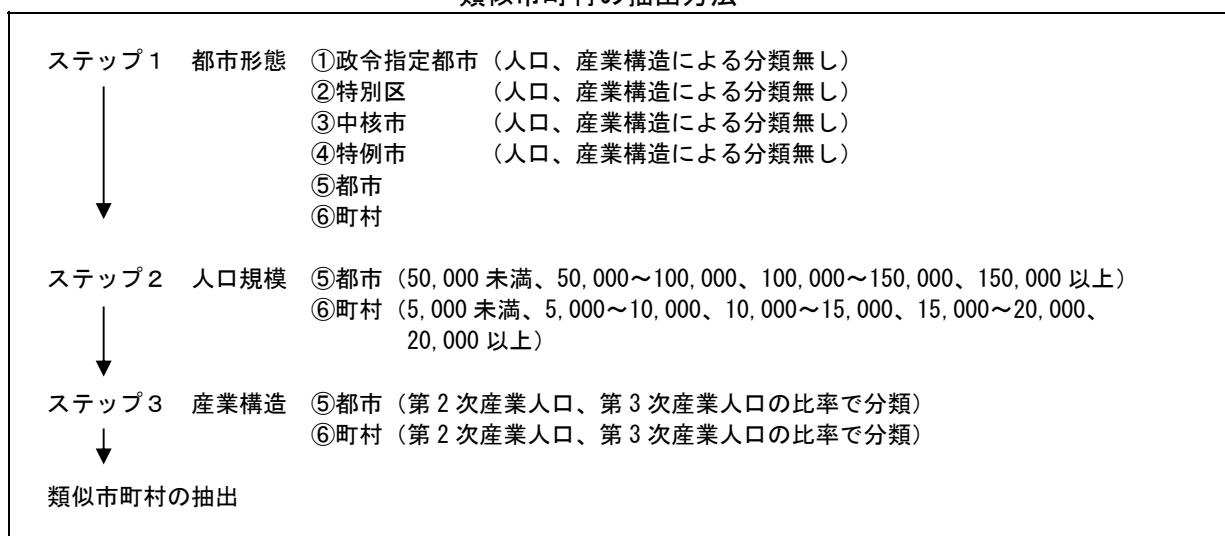
表3.5-1 標準的な評価項目の算出方法

標準的な指標		算出式
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$= \text{ごみ総排出量} \div 365 (\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	$= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$
	最終処分減量に要する費用	$= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成28年度実績版）

なお、類似市町村の抽出に当たっては、都市形態、人口規模、産業構造など、総務省の「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型を用いています。

類似市町村の抽出方法



出典：総務省「類似団体別市町村財政指数表」の類型を用いて類型化。

2. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析結果

各町村における一般廃棄物処理システムについて、全国の類似市町村と比較した結果を以下に示します。

レーダーチャートの数値は、類似市町村と比較した各評価項目を偏差値で示したもので、いずれも数値が高いほど、類似市町村内において評価が良好であるといえます。

なお、比較評価に用いた全国の市町村データは、環境省「一般廃棄物処理実態調査（令和3年度実績）」結果に基づくものです。

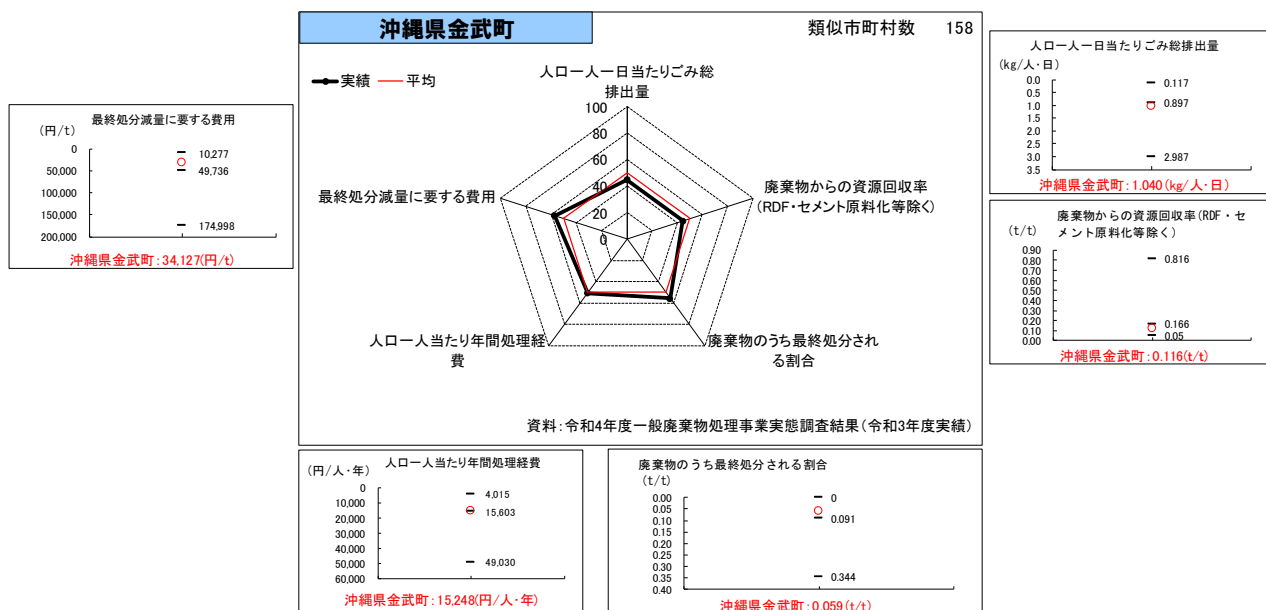
(1) 金武町

金武町のごみ処理システムに関する分析結果については、以下のとおりです。

市町村名	沖縄県金武町	人口		11,473	人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	88.9%	Ⅲ次人口比率	72.2%

類型都市の概要	都市形態	町村			
	人口区分	Ⅱ	10,000人以上～15,000人未満		
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上		

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.897	0.166	0.091	15,603	49,736
最大	2.987	0.816	0.344	49,030	174,998
最小	0.117	0.05	0	4,015	10,277
標準偏差	0.271	0.093	0.056	7,513	21,348
金武町	1.04	0.116	0.059	15,248	34,127
偏差値	44.7	44.6	55.7	50.5	57.3



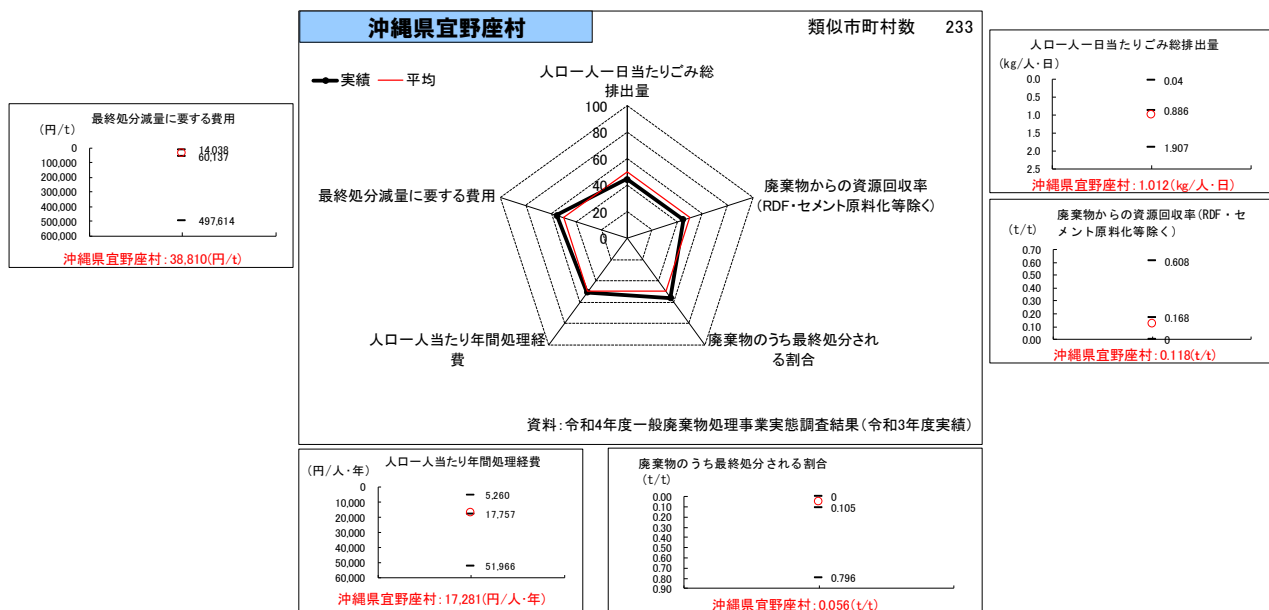
(2) 宜野座村

宜野座村のごみ処理システムに関する分析結果については、以下のとおりです。

市町村名	沖縄県宜野座村	人口	6,235	人
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 84.2%	Ⅲ次人口比率 69.4%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅱ	5,000人以上～10,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.886	0.168	0.105	17,757	60,137
最大	1.907	0.608	0.796	51,966	497,614
最小	0.04	0	0	5,260	14,038
標準偏差	0.227	0.096	0.081	8,100	39,374
宜野座村	1.012	0.118	0.056	17,281	38,810
偏差値	44.4	44.8	56.0	50.6	55.4



備考: エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託も指標には反映されていないことにご注意ください。

第6節 ごみ処理・処分の課題

1. 現行計画の目標達成状況

中間及び最終目標に対する達成状況【中間評価】については、表3.6-1に示すとおりです。

(1) 1人1日当たりごみ総排出量（排出量）

令和3年度の組合のごみの排出量は1,030 g/人日となっており、現行計画の目標（中間目標：845 g/人日）に対して、現状で目標値は未達成の状況にあり、このままでは目標達成は厳しい見込みです。

(2) 再資源化率（リサイクル率）

令和3年度の組合の再生利用率は15.9%となっており、現行計画の目標（中間目標：11%以上）に対して、現状で目標値を達成している状況です。今後、焼却灰を再資源化しない場合の再資源化率の推定値は11.0%で、現状で目標値を達成している状況です。

(3) 最終処分率（最終処分量）

令和3年度の組合の最終処分率は5.8%となっており、現行計画の目標（中間目標：12%以下）に対しては、現状で目標値を達成しています。今後、焼却灰を再資源化しない場合の最終処分率の推定値は10.7%で、現状で目標値を達成している状況です。

表3.6-1(1) 現行計画の数値目標の達成状況

項目	金武地区消防衛生組合現況 (2021年度実績)	金武町消防衛生組合目標 (2023年度)	目標 達成状況
1人1日当たり排出量	1,030 g/人・日	845 g/人・日	×
1人1日当たり家庭ごみ排出量	723 g/人・日	465 g/人・日	×
再生利用率	15.9%	11%以上	○
最終処分率	5.8%	12%以下	○

表3.6-1(2) 現行計画の数値目標の達成状況（焼却灰資源化なしの場合の推定値）

項目	金武地区消防衛生組合現況 (2021年度実績)	金武町消防衛生組合目標 (2023年度)	目標 達成状況
1人1日当たり排出量	1,030 g/人・日	845 g/人・日	×
1人1日当たり家庭ごみ排出量	723 g/人・日	465 g/人・日	×
再生利用率	11.0%	11%以上	○
最終処分率	10.7%	12%以下	○

2. ごみ処理・処分の課題

(1) 排出抑制に係る課題

令和3年度の1人1日当たりごみ総排出量は、金武町が1,040g/人日、宜野座村が1,012 g/人日となっており、両町村とも県平均(881g/人日)や全国平均(890g/人日)と比べて、やや多くなっています。これをその内訳でみると、家庭から排出される生活系ごみは、両町村とも県平均や全国平均を超えています。一方、事業所から排出される事業系ごみでは、金武町が県平均や全国平均より多くなっていることに対して、宜野座村では県平均や全国平均よりやや少ないという傾向があります。

ごみ排出量については、中間目標値を達成しておらず、全国平均や県平均の現状との比較においても両町村とも多く、ごみ減量の余地がまだ十分にあるものと考えられます。とりわけ、生活系ごみについては、人口増によるごみ量の増加が見込まれており、より一層の発生・排出抑制に努める必要があります。

表3.6-2 1人1日当たりごみ総排出量の比較

区分	単位	金武町	宜野座村	本組合	県平均	全国平均
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	1,040	1,012	1,030	881	890
生活系ごみ原単位	g/人・日	692 (66.5%)	781 (77.0%)	723 (70.2%)	604 (68.6%)	636 (71.5%)
事業系ごみ原単位	g/人・日	348 (33.5%)	231 (22.9%)	307 (29.8%)	276 (31.3%)	254 (28.5%)

(2) リサイクルに係る課題

令和3年度の本組合の再資源化率(リサイクル率)は15.9%となっており、県平均(15.8%)と同程度であり、全国平均(19.9%)と比べるとやや低い水準にあります。

リサイクル率については、前述したように現行計画の中間目標に対してすでに達成していますが、今後、再資源化を行っていた焼却灰については、新設の最終処分場へ持ち込まれる計画もあり、再資源化率が一時的に下がることが想定されます。よって、資源ごみの分別徹底や回収品目の追加、拠点回収施設の整備、店頭回収・民間リサイクルルートを活用など、リサイクルの促進(住民や事業者のリサイクル機会の増大・利便性の向上)に繋がる施策・取り組みを強化する必要があります。

表3.6-3 再資源化率(リサイクル率)の比較

区分	単位	金武町	宜野座村	本組合	県平均	全国平均
再生利用量：リサイクル率	%	16.2	15.4	15.9	15.8	19.9
(焼却灰を含まない場合)	%	11.2	10.7	11.0	14.6※	18.0※

※県平均、全国平均のリサイクル率は(固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元)を除く結果

(3) 最終処分に係る課題

令和3年度の本組合の最終処分率は5.8%となっており、県平均(5.8%)と同等水準であり、全国平均(8.4%)と比べると、低い水準にあります。

最終処分率については、前述したように現行計画の中間目標を既に達成していますが、今後、再資源化を行っていた焼却灰については、新設の最終処分場へ持ち込まれる計画もあり、最終処分率が増加することが想定されます。よって、ごみの発生・排出抑制やリサイクル対策を推進することで、焼却処理量の削減(焼却残さ量の削減)や不燃処理残さ量の削減に繋げる必要があります。

なお、焼却処理量の削減は、埋立処分量の減量効果だけでなく、焼却に伴う温室効果ガスの削減にも寄与するものと期待されます。

表3.6-4 最終処分率の比較

区分	単位	金武町	宜野座村	本組合	県平均	全国平均
最終処分量：最終処分率	%	5.9	5.6	5.8	5.8	8.4
(焼却灰を最終処分する場合)	%	10.9	10.2	10.7	6.8	9.5

(4) 収集・運搬体制に係る課題

① 分別収集品目追加に関する検討

ごみの収集品目については、平成19年度以降、両町村とも「もやせるごみ」「もやせないごみ」「粗大ごみ」の3種分別から「資源ごみ(有害・危険ごみを含む)」を加えた4種分別収集へ移行していますが、資源ごみの収集量は、未だ低い水準にとどまっています。このため、排出者である住民や事業者に対しては、引き続き分別区分の周知及び分別排出の徹底や、収集運搬業者への指導の徹底等を実施する必要があります。

また、住民のリサイクル機会の増大に繋がる取り組みとして、回収品目の追加について、収集・運搬や処理コスト等とのバランスも考慮しながら検討を行う必要があります。

② 高齢者等ごみ出し弱者への支援

今後、少子高齢化や核家族化・単独世帯化の進行に伴って、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増加することが予想されることから、ごみの分別区分への対応、粗大ごみの玄関先までの持ち出しや粗大ごみ置き場への自己搬入等が難しい住民(高齢者や障がい者等)への支援のあり方など、地域の関係者等とも連携を図りつつ、適切に対応できる収集・運搬体制の構築について検討する必要があります。

(5) 中間処理及び最終処分体制に関する課題

① 中間処理施設

令和2年9月から稼働した金武地区清掃センターの整備に当たっては、金武町、宜野座村からのごみ(受入可能なごみの種類、搬入量・頻度)について再検討するとともに、新たに処理対象となる米軍基地からのごみ(搬入量・頻度、混合廃棄物の性状・受入方法等)についても併せて検討しておく必要があります。

② 最終処分場

ごみの最終処分については、現在、民間処分業者や近隣自治体等に委託して、中間処理後の焼却残さや不燃物残さ等の埋立処分を行っています。しかし、これら民間及び近隣自治体の所有する最終処分場は、近年その容量が逼迫してきており、今後も安定的に最終処分を委託することが困難な状況にあることから、新最終処分場の整備(適正処理体制の確保)に向けて、早急に検討を行う必要があります。

(6) 不法投棄等に係る課題

両町村において、人目に付きにくい山手側、防風林の間などに不法投棄が散見されます。不法投棄物を確認した場合、警察への通報を行うが所有者が確認出来ないことが多く、処理主体がはっきりしないことも課題となっている。

不法投棄を未然に防止するためには、現在実施している巡回パトロールの強化、カメラの確認、立て看板の設置等の対策を今後も継続していく必要があります。

(7) 大規模災害時の廃棄物処理に係る課題

台風や地震等の大規模災害時には、過去の事例からすると、日常発生する廃棄物とは別に多量の災害廃棄物が発生しています。特に両町村は、海岸部において地震による津波被害等が想定されており、津波堆積物を含む多くの災害廃棄物の発生が予想されています。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るためには、両町村の地域防災計画、環境省「災害廃棄物対策指針」や「沖縄県災害廃棄物処理計画」等に基づいて、できるだけ早い時期に災害廃棄物処理計画を策定し、収集・運搬体制や処理体制の確立、各種関係機関との連絡体制等の確立、災害廃棄物を一時的に保管するための仮置場の確保等について検討を行う必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「住民、事業者、行政の適切な役割分担と協働による循環型社会の構築」とし、3R（リデュース：発生・排出を抑制する、リユース：再使用する、リサイクル：再生利用する）の取り組みを基本として、これまで以上にごみの減量化・リサイクルに努め、適正処理を推進していくこととします。

住民、事業者、行政の適切な役割分担と協働による 循環型社会の構築

2. 計画の基本方針

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築に当たっては、住民、事業者、行政の3者が相互に協力・連携しながら取り組んでいくことが重要です。

基本理念の実現に向けた本計画の基本方針は、以下のとおりです。

基本方針1：住民、事業者、行政がともに取り組む3Rの推進

- ◆ これまでも、分別区分の見直し・資源ごみの分別収集（平成19年度）、ごみ有料化制度の導入（平成23年10月）など、ごみの減量化・資源化を進めてきましたが、更なるごみの減量化や分別の徹底に努め、可能な限り資源化を図るため、3Rの取り組みを推進します。

基本方針2：ごみの排出抑制とリサイクルの推進

- ◆ 人口増加や観光開発事業に伴って、将来的にごみ排出量の増加が見込まれることから、家庭や事業者によるごみの減量と資源ごみの分別徹底を推進すること、多量排出事業者によるごみ減量計画策定の義務付けや資源物の搬入規制の強化など、積極的な指導に取り組めます。

基本方針3：安定的なごみ処理・処分体制の確保

- ◆ 今後も、ごみ処理施設を適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理・処分過程における環境負荷の低減とコスト削減を目指します。また、大規模な災害が発生した場合にも十分に対応できるよう近隣自治体等との連携を深め、災害に強く安全で安定したごみ処理・処分体制の構築を図ります。

第2節 人口及びごみ排出量等の将来予測

1. 総人口の将来予測

総人口の将来予測については、国の「まち・ひと・しごと創生総合計画（平成26年12月）」に基づいて、各町村が策定した「第2期金武町まち・ひと・しごと創成総合戦略（令和2年度時点見直し）」、「宜野座村人口ビジョン（令和4年3月）」の将来展望の目標値【令和7年度、令和12年度、令和17年度】を用いることとしました。なお、目標値間の推計には、各目標値をもとに内挿補間を行っています。

本計画の目標年度である令和10年度の組合構成町村（金武町＋宜野座村）の総人口は17,845人となっており、将来的には増加することが見込まれます。

表4.2-1 総人口の将来予測結果

人口推計・現状	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
構成町村人口 （金武町、宜野座村）	17,275	17,331	17,409	17,486	17,564	17,642
	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度
	17,710	17,778	17,845	17,913	17,985	18,042
	令和14（2032）年度	令和15（2033）年度	令和16（2034）年度	令和17（2035）年度		
	18,098	18,155	18,211	18,270		



図4.2-1 総人口の将来予測結果

2. ごみ排出量の将来予測

(1) ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量の将来予測については、図4.2-2に示すように、まず現状のままで推移した場合の将来ごみ量を推計し、次に新たな減量化目標を設定し、その目標を達成した場合の将来のごみ排出量及び処理量等を推計します。

排出原単位の予測方法については、トレンド法（時系列解析法：過去の実績データをもとに時系列的なトレンドを抽出し、この傾向に最もよく適合する傾向曲線を当てはめて推計する方法）により推計を行います。

なお、トレンド法で用いる傾向曲線（推計式）には、幾つかの種類がありますが、ここでは「ごみ処理施設構造指針解説」（公益社団法人全国都市清掃会議）に示されている式のうち、直線式、対数式、べき乗式、指数式の4種類を用いるとともに、実績の推移や各町村の将来の事業開発計画なども考慮するなどして、適切な推計式を採用します。

推計方法	トレンド式	特徴
直線式	$Y=aX+b$	徐々に増減していくような曲線的推移を示す場合に用いられる式
対数式	$Y=a \ln X+b$	
べき乗式	$Y=bX^a$	
指数式	$Y=b \exp^{ax}$	

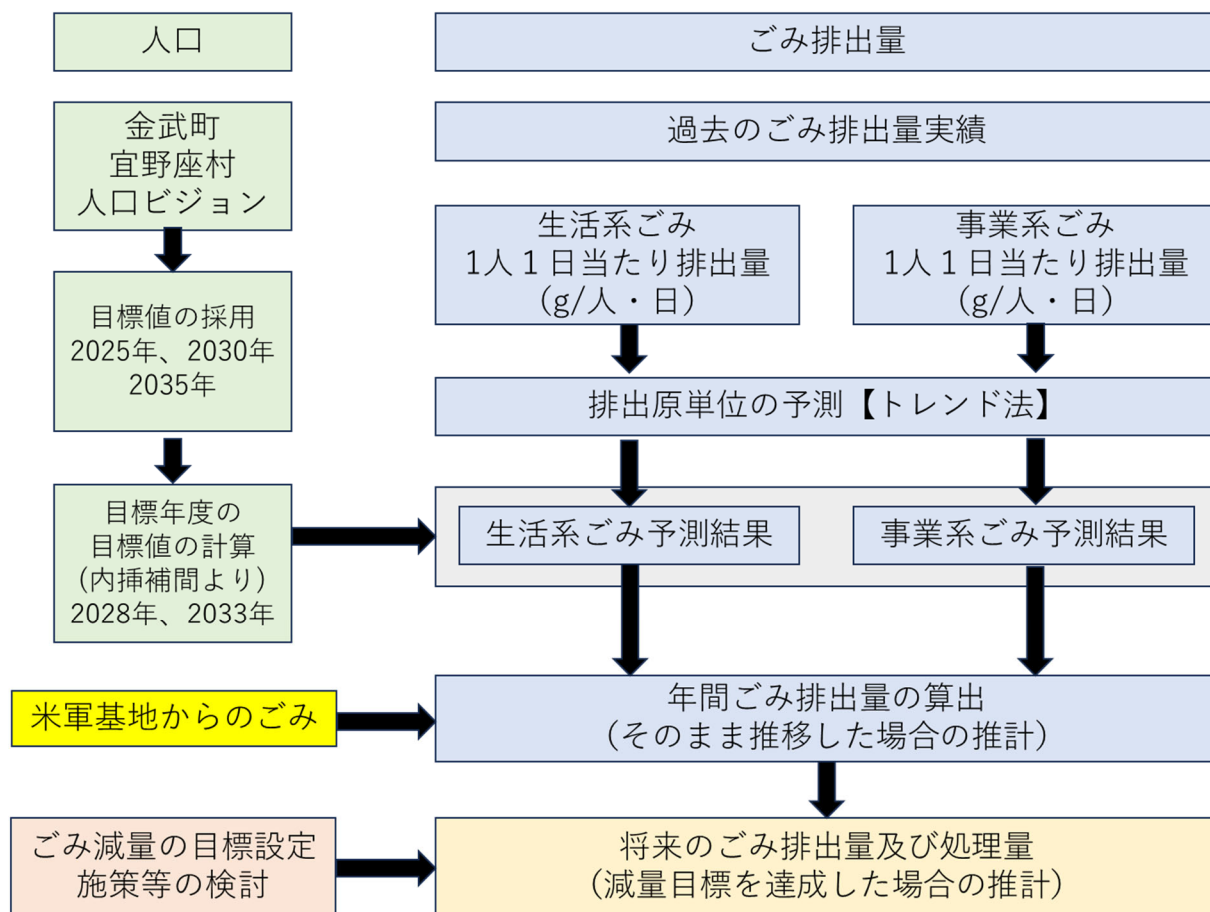


図4.2-2 ごみ排出量等の将来予測フロー

(2) ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量の将来予測については、現在の収集・運搬体制、ごみ処理状況のまま推移するものとして推計を行っています。

予測結果を本組合（金武町+宜野座村）で見ると、本計画の中間目標年度である令和10年度のごみ総排出量は8,119 t（生活系ごみ：6,105 t、事業系ごみ：2,014 t）、目標年度の令和15年度には9,375 t（生活系ごみ：7,332 t、事業系ごみ：2,043 t）となることを見込まれます。

また、1人1日当たりごみ総排出量では、令和10年度が1,246g/人日、令和15年度が1,415g/人日となっています。

表4.2-2 ごみ排出量の将来予測結果（組合構成町村合計）

区分	単位	実績値		予測値		
		2016 (H28)	2021 (R3)	2028 (R10)	2033 (R15)	
人口	人	17,411	17,714	17,845	18,155	
生活系ごみ	もやせるごみ	t/年	3,429	3,676	4,798	5,763
	もやせないごみ	t/年	51	132	172	207
	資源ごみ	t/年	374	422	551	662
	粗大ごみ	t/年	97	447	583	701
	計	t/年	3,951	4,677	6,105	7,332
事業系ごみ	もやせるごみ	t/年	1,749	1,733	1,760	1,785
	もやせないごみ	t/年	22	52	53	54
	資源ごみ	t/年	151	198	201	204
	計	t/年	1,920	1,983	2,014	2,043
ごみ総排出量	t/年	5,871	6,660	8,119	9,375	
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	924	1,030	1,246	1,415	

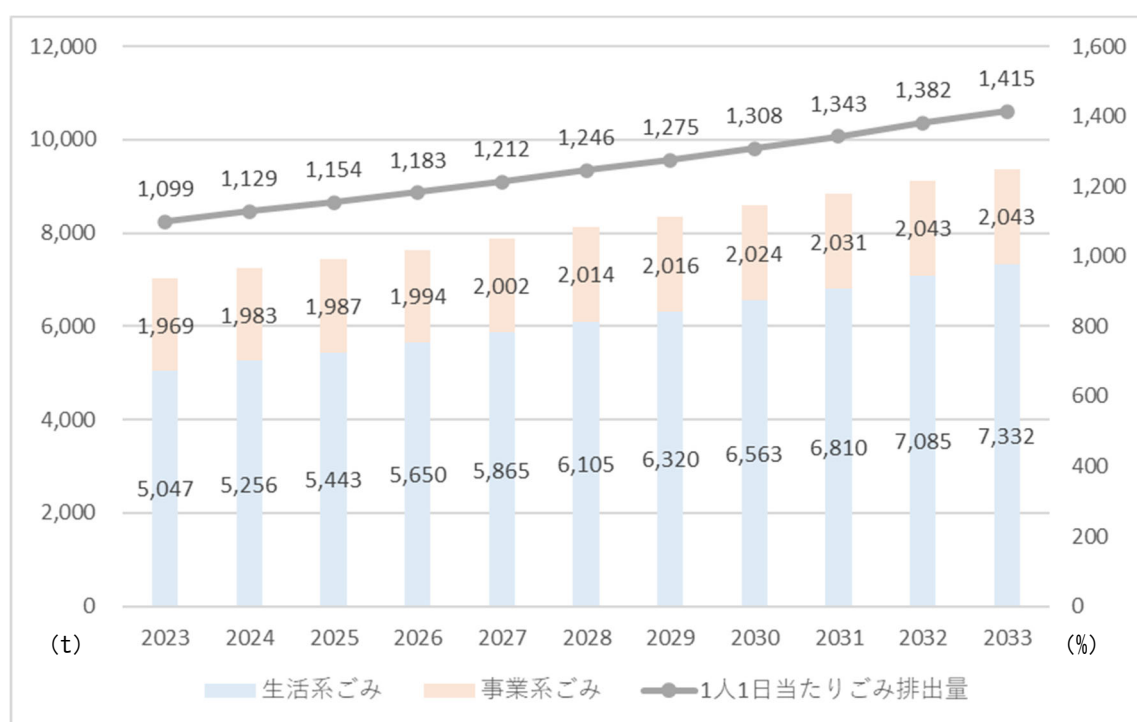


図4.2-3 ごみ排出量の将来予測結果（組合構成町村合計）

将来予測フローに基づく各町村及び米軍施設からのごみ排出量の将来予測結果は、表4.2-3、図4.2-4及び以下に示すとおりです。

また、ごみ排出量の合計でみると、米軍ごみが搬入することで増加し、目標年度の令和15年度には11,482tとなることが見込まれます。

表4.2-3 ごみ排出量の将来予測結果（米軍ごみ含む）

区分	単位	実績値		予測値		
		2016 (H28)	2021 (R3)	2028 (R10)	2033 (R15)	
人口	人	17,411	17,714	17,845	18,155	
生活系ごみ	もやせるごみ	t/年	3,429	3,676	4,798	5,763
	もやせないごみ	t/年	51	132	172	207
	資源ごみ	t/年	374	422	551	662
	粗大ごみ	t/年	97	447	583	701
	計	t/年	3,951	4,677	6,105	7,332
事業系ごみ	もやせるごみ	t/年	1,749	1,733	1,760	1,785
	もやせないごみ	t/年	22	52	53	54
	資源ごみ	t/年	151	198	201	204
	計	t/年	1,920	1,983	2,014	2,043
米軍ごみ	t/年	-	1,396	2,107	2,107	
ごみ総排出量	t/年	5,871	8,056	10,226	11,482	

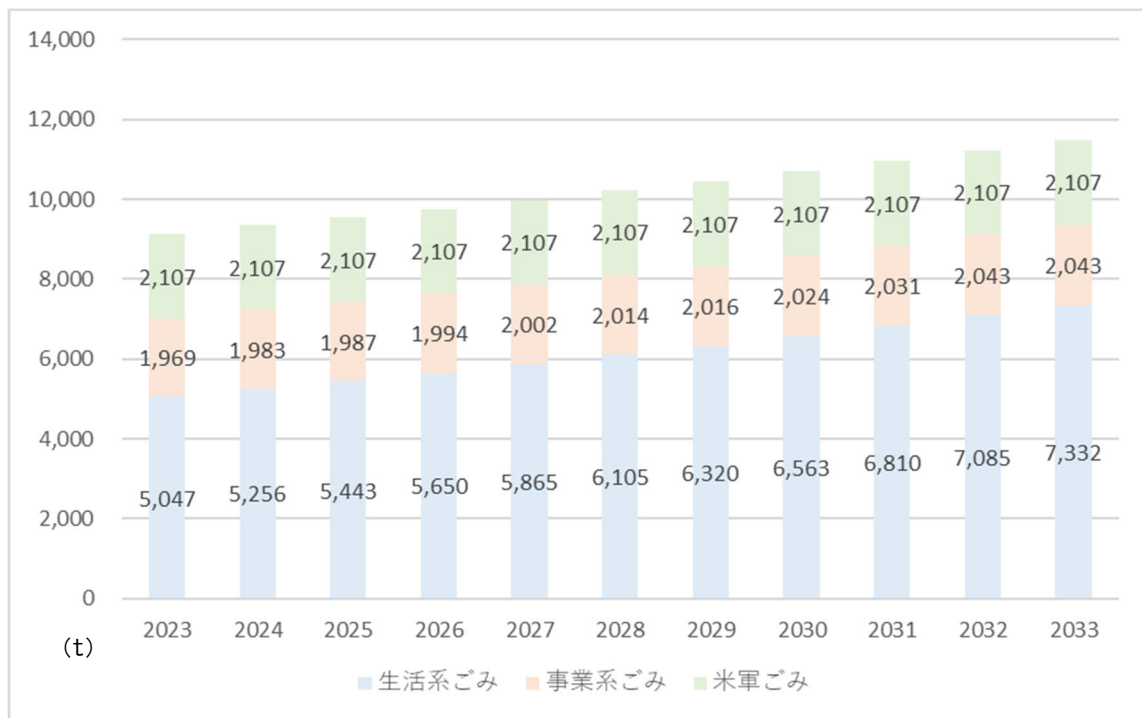


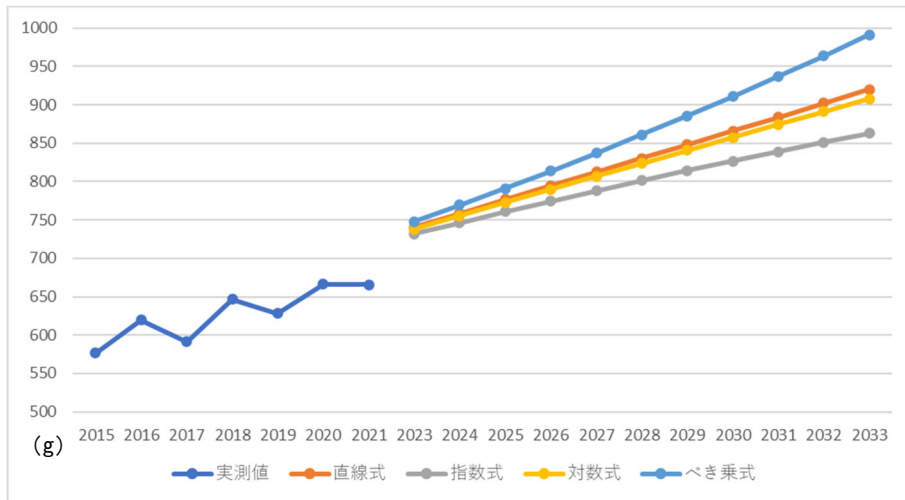
図4.2-4 ごみ排出量の将来予測結果（米軍ごみ含む）

① 金武町のごみ排出原単位の将来予測結果

ごみ排出原単位の予測に当たっては、平成27年度以降の実績データを用いて予測を行うものとします。

ア. 生活系ごみ排出原単位の予測

生活系ごみ排出原単位は、平成27年度以降、全体的に増加する傾向にあります。推計式には、相関係数 (r=0.9107：有意水準1%) が最も高いべき乗式を採用します。なお、種類別（もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ）については、現状（令和3年度）における構成割合を使用することとします。



採用	傾向線 (回帰式)	回帰係数		相関係数
		a	b	r
×	直線式	17.912	95.952	0.9085
×	指数式	533.82	-1181.1	0.9052
×	対数式	0.842	36.131	0.9080
○	べき乗式	0.0282	270.99	0.9107

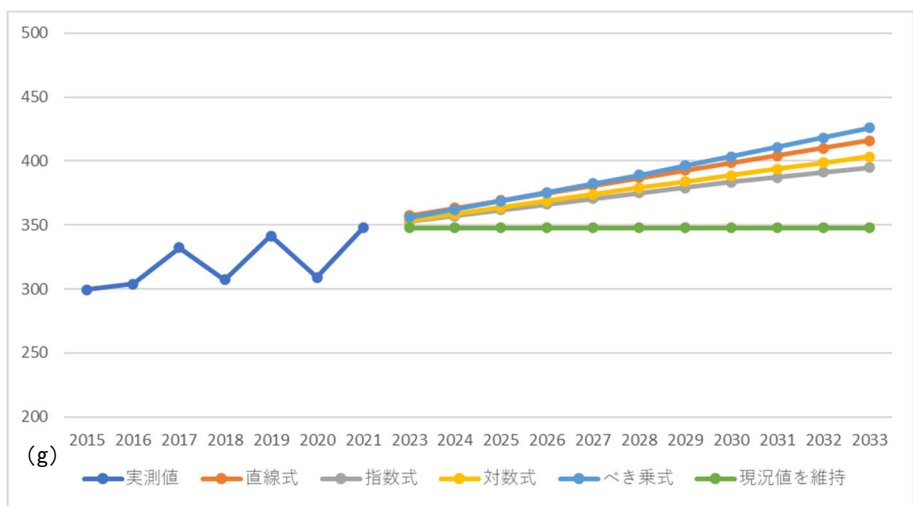
単位 (g/人・日)

予測年度	直線式	指数式	対数式	べき乗式
2023(R5)	741	732	738	748
2024(R6)	759	746	756	769
2025(R7)	777	761	773	791
2026(R8)	795	775	790	814
2027(R9)	812	788	807	837
2028(R10)	830	801	824	861
2029(R11)	848	814	841	886
2030(R12)	866	827	858	911
2031(R13)	884	839	874	937
2032(R14)	902	851	891	964
2033(R15)	920	863	908	992

図4.2-5 生活系ごみ排出原単位の将来予測結果（金武町）

イ. 事業系ごみ排出原単位の予測

事業系ごみ排出原単位は、年により上下する傾向にあります。特に近年は、事業系ごみの増加が顕著になってきています。全ての方法で相関係数 $r=0.754$ 以下となり有意水準5%を超えており、推計式に相関関係が見られないため、現況値（令和3年度 347g/人・日）をそのまま使用します。なお、種類別（もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ）については、現状（令和3年度）における構成割合を使用することとします。



採用	傾向線 (回帰式)	回帰係数		相関係数 r
		a	b	
×	直線式	5.88225	145.47	0.6383
×	指数式	174.4	-272.64	0.6390
×	対数式	0.5407	50.876	0.6386
×	べき乗式	0.018	186.03	0.6378

単位 (g/人・日)

予測年度	直線式	指数式	対数式	べき乗式
2023(R5)	357	352	353	356
2024(R6)	363	357	358	362
2025(R7)	369	362	364	369
2026(R8)	375	366	369	375
2027(R9)	381	371	374	382
2028(R10)	387	375	379	389
2029(R11)	393	379	384	396
2030(R12)	398	383	389	403
2031(R13)	404	387	394	411
2032(R14)	410	391	398	418
2033(R15)	416	395	403	426

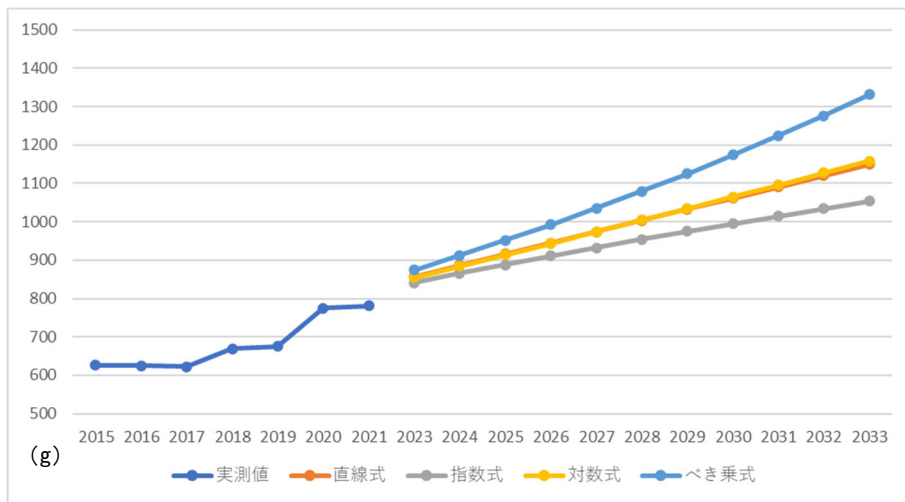
図4.2-6 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果（金武町）

① 宜野座村のごみ排出原単位の将来予測結果

ごみ排出原単位の予測に当たっては、平成27年度以降の実績データを用いて予測を行うものとします。

ア. 生活系ごみ排出原単位の予測

生活系ごみ排出原単位は、平成27年度以降、全体的に増加する傾向にあります。推計式には、相関係数 (r=0.9230 : 有意水準1%) が最も高いべき乗式を採用します。なお、種類別 (もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ) については、現状 (令和3年度) における構成割合を使用することとします。



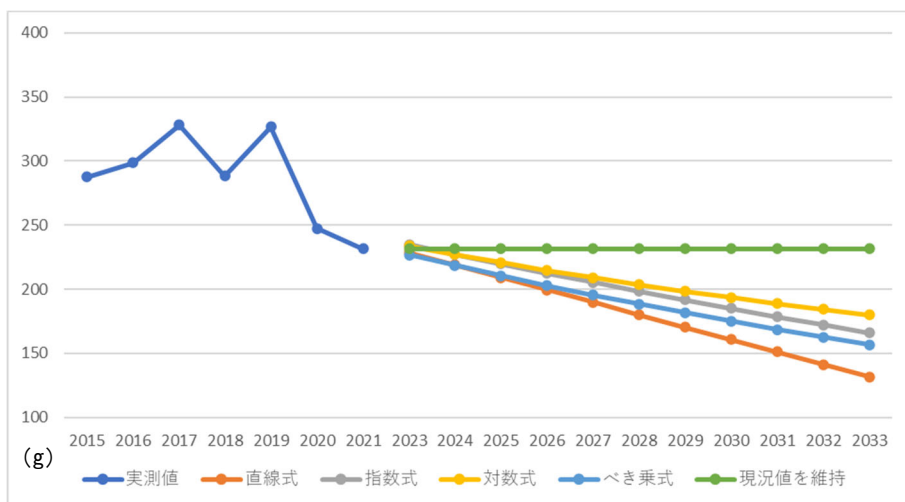
採用	傾向線 (回帰式)	回帰係数		相関係数
		a	b	r
×	直線式	29.2	-194.04	0.9128
×	指数式	864.54	-2256.6	0.9035
×	対数式	1.2429	9.9363	0.9149
○	べき乗式	0.042	192.88	0.9230

予測年度	直線式	指数式	対数式	べき乗式
2023(R5)	857	841	854	875
2024(R6)	886	865	884	912
2025(R7)	916	888	914	952
2026(R8)	945	911	944	992
2027(R9)	974	933	974	1035
2028(R10)	1003	954	1004	1079
2029(R11)	1032	975	1035	1126
2030(R12)	1062	995	1065	1174
2031(R13)	1091	1015	1096	1224
2032(R14)	1120	1034	1127	1277
2033(R15)	1149	1053	1158	1332

図4. 2-7 生活系ごみ排出原単位の将来予測結果 (宜野座村)

イ. 事業系ごみ排出原単位の予測

事業系ごみ排出原単位は、年により上下する傾向にあります。推計式に相関関係が見られないため、現況値（令和3年度 231g/人・日）をそのまま使用します。なお、種類別（もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ）については、現状（令和3年度）における構成割合を使用することとします。



採用	傾向線 (回帰式)	回帰係数		相関係数
		a	b	r
×	直線式	-9.7061	578	0.5727
×	指数式	-280.9	1241.5	0.5541
×	対数式	-1.067	10700	0.5329
×	べき乗式	-0.037	858.92	0.5523

予測年度	直線式	指数式	対数式	べき乗式
2023(R5)	229	235	234	227
2024(R6)	219	227	227	218
2025(R7)	209	220	221	211
2026(R8)	199	212	215	203
2027(R9)	190	205	209	196
2028(R10)	180	198	203	188
2029(R11)	170	192	198	182
2030(R12)	161	185	193	175
2031(R13)	151	179	189	169
2032(R14)	141	172	184	162
2033(R15)	132	166	180	157

図4.2-8 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果（宜野座村）

③ 米軍ごみ排出量の将来予測結果

金武町及び宜野座村には米軍基地（キャンプ・ハンセン等）があり、そこから排出されるごみについては、現在、民間の廃棄物処理業者によって収集・運搬及び処理・処分が行われています。

民間の廃棄物処理業者で処理されている米軍ごみ（混合廃棄物）の受入・処理実績については、表4.2-3に示すとおりです。

表4.2-3 民間処理業者による米軍ごみ（混合廃棄物）の受入・処理量の実績（単位：t/年）

米軍ごみ受入量（t/年）	R2	R3	R4	平均
中間処理量	1,831	1,674	1,588	1,698
再資源化量	418	463	346	409
受入量合計	2,249	2,137	1,934	2,107

資料提供：沖縄県環境部環境整備課

令和2年9月から稼働した金武地区清掃センターにあわせて、これら米軍ごみの受入を行っていることから、排出量等の将来予測を行う必要がありますが、米軍基地の将来像については不明なため、今後も現状のままで推移するものと想定し、過去の実績データの平均値（2,107t）を用いることとしました。

第3節 ごみ減量化等の数値目標

1. 国・県等の一般廃棄物減量化目標

ごみの排出抑制や再資源化、最終処分については、国の基本方針や循環型社会形成推進基本計画等において目標値が設定されています。また、沖縄県廃棄物処理計画（第5期）においても、国の目標値等を踏まえて県の目標値が設定されています。

本組合においては、これら指針や上位計画等の目標値を勘案しつつ、ごみの減量化目標を設定するものとします。

表4.3-1 廃棄物処理法の基本方針（令和5年6月改正）における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
排出量	平成24年度比：約16%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ※排出量：440 g
再生利用率	約28%（出口側の循環利用率）（令和9年度目標値）
最終処分量	平成24年度比：約31%削減

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

表4.3-2 第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
国民、事業者双方に係る取組指標	「1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当たりに換算）」を約850 gとすることを目標
家庭系ごみについて	国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力を表す代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を約440gとすることを目標
事業系ごみについて	事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、約1,100万tとすることを目標

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」

表4.3-3 廃棄物処理施設整備計画における一般廃棄物処理施設の指標及び目標

	令和9年度目標
ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する	ごみのリサイクル率：（一般廃棄物の出口側の循環利用率） 20%（令和2年度実績）→ 28%
	一般廃棄物最終処分場の残余年数： 令和2年度の水準（22年分）を維持
焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値： 20%（令和2年度実績）→ 22%
	廃棄物エネルギーについて、地域を含めた外部に供給している施設の割合： 41%（令和2年度実績）→ 46%

出典：環境省「廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）」をもとに作成。

表4.3-4 沖縄県廃棄物処理計画（第5期）における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
排出量（千t）	429（786 g/人日） 1人1日当たりの家庭ごみ排出量※：489 g
再生利用量（千t）	94（22%）
最終処分量（千t）	21（4.8%）

出典：「沖縄県廃棄物処理計画（令和4年3月）」

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

2. 本組合における数値目標

関連計画（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）の数値目標（令和5年度目標）に対しては、再生利用率、最終処分量の目標値は達成していますが、1人1日当たりごみ総排出量、1人1日当たり家庭ごみ排出量の目標値を達成することが困難な状況となっています。

そこで本計画では、ごみの減量化を一層進めることに重点を置き、関連計画の目標値の年平均削減値を参考に以下のように以下のとおり目標値を見直すこととしました。

再生利用率、最終処分率については目標値を達成したため、新たな目標値として沖縄県廃棄物処理計画（第5期）における一般廃棄物の目標値を中間目標値としました。

表4.3-5 本計画の数値目標（米軍ごみを除く）

項目	基準値 (令和3年度実績)	目標値(中間) (令和10年度)	目標値 (令和15年度)
1人1日当たり排出量	1,030 g/人・日	810 g/人・日	800 g/人・日
1人1日当たり家庭ごみ排出量	692 g/人・日	440 g/人・日	400 g/人・日
再生利用率	15.9%	22.0%	28.0%
最終処分率	5.9%	4.9%	4.9%

第4節 発生抑制・資源化計画

1. 基本方針

ごみの減量やリサイクルを行うためには、これまでの生活スタイルや事業活動を見直すとともに、循環型社会の構築に向けて、3R（リデュース：発生・排出を抑制する、リユース：再使用する、リサイクル：再生利用する）を積極的に推進する必要があります。今後も、住民、事業者、行政が一体となって3Rに取り組み、本計画の数値目標の達成を目指します。

2. 施策の方向性と各主体の役割・取り組み

(1) 発生・排出抑制（リデュース）の推進

① 住民の役割・取り組み

ア. ものを買うとき

- 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋の使用を控える。
- 過剰包装を断り、簡易包装を選択する。
- ごみの減量化につながる商品（詰替商品、量り売り等）を購入する。
- 不要不急のものは購入しない。

ごみ減量の目安

- ◆レジ袋を断る → 約 5~7 グラム/枚
- ◆包装過剰を断る → 約 10~40 グラム/枚
- ◆手提げ紙袋を断る → 約 30~60 グラム/枚

イ. ものをを使うとき、食べるとき

- ものを長く大切に使う。また、壊れたり、傷んだりした場合は修理・修繕して使う。
- 賞味期限は「おいしいめやす」期限表示の意味の普及活動
- 小売店舗ですぐに食べるなら手前をえらぶ「てまえどり」を呼びかける

ごみ減量の目安

- ◆食べ残しをなくす → 約 140~150 グラム/ご飯一膳
→ 約 60 グラム/6枚切・食パン1枚
- ◆食材の廃棄をなくす → 約 200~300 グラム/ゴーヤー 1本

食品ロスを減らす行動をしてみよう

食品の期限表示を正しく理解する

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。

いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。

消費期限は、「食べても安全な期限」、**賞味期限**は、「おいしく食べることができる期限」です。

賞味期限は、過ぎててもすぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。

消費期限と賞味期限のイメージ

消費期限及び賞味期限は「年月日」を表示しますが、賞味期限を表示すべき食品のうち、製造日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものについては、「年月」で表示することが認められています。

食品ロス削減に効果的な方法

ご家庭からの食品ロスを計量し、記録するだけでも気付きが得られます。また、以下の取組も有効です。

まずは一週間、記録してみましょう。記録様式はこちら

- 使いきれぬ分だけ買う。
- 家にある食材・食品をチェックする。
- 肉や魚の保存方法を工夫する。

平成29年度産廃削減における食品ロス削減に関する実証事業の結果より

**調理で作りすぎない
余ったら作り替える**

もし、食べきれなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。詳しくはQRコードへ

料理レシピサイト【クックパッド】内の「消費者庁のキッチン(公式ページ)」

すぐに食べるなら、
手前をえらぶ。

『てまえどり』

にご協力ください。

食品ロス
ゼロをめざして

みんなで自然そう、地球にやさしいお買い物
消費庁 農林水産省

賞味期限は
おいしいめやす

清びでも、すぐすてないで

出典：消費者庁消費者政策課HP

「啓発用パンフレット/基礎編(令和4年3月版)」(消費者庁消費者政策課)

ウ. ものを使った後、食べた後（ごみを出すとき）

- 調理くずなどを排水口に流さないよう、三角コーナーや排水口に水切りネットを設ける。
- 生ごみの水切りを徹底するため、生ごみの一絞りに努める。

ごみ減量の目安
◆生ごみの一絞り → 約 20~40 グラム/世帯・日

② 事業者の役割・取り組み

- 原材料の選択や生産工程を工夫し、ごみの発生を極力抑制する。
- 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化を図れるよう配慮する。
- 繰り返し使える商品、耐久性に優れた商品、詰め替え可能な商品を生産・販売する。
- 容器包装の簡素化（包装材・梱包材の削減等）を徹底する。
- 使い捨てのプラスチック製品（ストロー、食器・容器類）の使用を抑制する。
- フードバンク等を積極的に活用する（食品関連事業者等）。
- 環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発を行う。

③ 行政の役割・取り組み

ア. 事業系ごみ有料化の見直し

- 事業系ごみは、大型の観光開発等によって将来的にも増加することが見込れるため、事業者の自己処理責任を明確にするとともに、更なるごみ減量化を促進するため、指定袋の導入や処理手数料の改定など、有料化制度について検討を行う。

イ. 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底・強化

- 一定量を超過してごみを排出する多量排出事業者に対しては、ごみ減量計画書の策定・報告の義務付けや訪問指導等ができる制度の導入について、各町村との協議を行う。

ウ. 食品ロス削減に向けた取り組みの推進

- ホテルや飲食店等と連携・協力して、「3010運動（食べ残しをなくすため、宴会開始後30分と終了前10分は着席して食事に集中する取り組み）」など、食品ロス削減の普及啓発に努める。



出典：環境省ホームページ「3010運動普及啓発用POP」

(2) 再使用・再生利用（リユース、リサイクル）の推進

① 住民の役割・取り組み

ア. ものを買うとき

- 中古品や再生品（リサイクル製品）を購入する。
- 詰替え可能な商品を購入する。
- フリーマーケットやバザー、リサイクルショップ等を活用する。
- エコマーク商品等の環境配慮型製品を優先的に選択する。

イ. ものをを使うとき

- リターナブル容器を使用する。
- 短期間使用するものは、リースやレンタルを活用する。
- 使用済みのものでも別用途に使えるものは、捨てずに別の用途で使う。

リユース・リサイクルの目安
◆洗剤容器 → 約 30～50 グラム/本

ウ. ものを使った後（ごみを出すとき）

- 各町村が設定するごみ分別区分に従い、分別排出を徹底する。
- ペットボトル、古紙類などは、資源ごみの日に出す。
- 白色トレイは、スーパーマーケット等の店頭回収に協力する。
- 家電4品目は小売店等へ、廃自動車は引取業者へ引き渡すとともに、リサイクル料金を負担する。また、自宅の建て替えなど一定規模の解体工事を行うときは、分別解体やリサイクルに必要な経費を負担する。

リユース・リサイクルの目安
◆白色トレイ → 約 3～5 グラム/枚
◆ペットボトル → 約 60 グラム/2リットル容器
◆牛乳パック → 約 30～40 グラム/個
◆新聞紙 → 約 140 グラム/朝刊一紙

エ. その他

- 沖縄県及び金武町、宜野座村が実施するごみに関する施策に協力する。
- 行楽・観光地等では、自分で出したごみは持ち帰る。
- リサイクル活動、環境美化活動、緑化活動など、地域や企業、環境NPO等が行う自主的な環境保全活動に参加・協力する。

② 事業者の役割・取り組み

- 使用済製品や部品、容器包装資源などは繰り返し使用する。
- リサイクルが容易な商品の開発・製造を行う。
- リサイクルが可能な素材等を使用する。
- リサイクル製品（再生品）を製造・販売する。
- 各町村の分別・リサイクルに協力（古紙類は資源ごみに出す等）する。

リユース・リサイクルの目安
◆ダンボール → 約 500～700 グラム/枚
◆O A用紙（A4版） → 約 2,000 グラム/500枚

③ 行政の役割・取り組み

ア. 容器包装リサイクルの推進

- 容器包装リサイクル法に基づき、分別収集品目や分別収集計画量を定めた「分別収集計画」を策定し、容器包装ごみの分別収集に努める。また、分別収集率が低い品目については、住民に対して適切な分別を行うよう重点的に啓発・指導を行う。
- 資源ごみの回収量を高めるため、新たな分別品目の追加を検討する。なお、品目の追加に当たっては、当該品目のリサイクルの状況や、収集・運搬及び処理コスト（財政負担）等を考慮し慎重に進める。

イ. 事業系紙ごみ等資源物の清掃センターへの搬入規制

- 資源ごみの分別の徹底と資源ごみ回収を促進するため、古紙類など事業系由来の資源物に対して、ごみ焼却処理施設への搬入規制について検討を行う。

ウ. 粗大ごみのリユース化の推進

- 新ごみ処理施設の設置に当たっては、粗大ごみの修繕（リペア）・展示・譲渡等の機能を併せ持つ施設を整備することで、住民への普及啓発と粗大ごみのリユース化を同時に推進する。

エ. グリーン購入等

- 行政は、一般廃棄物の処理責任者として、本計画で定めた各種の施策を実施し、ごみの減量化・リサイクル、及び適正処理を推進するとともに、自らが一事業者として、ごみの排出抑制に努め、グリーン購入等に率先して取り組む。

オ. 集団資源回収の促進

- P T A、自治会等の地域団体が行う集団資源回収は、住民の環境意識の向上が図られるとともに、各町村のごみ処理経費の削減にもつながることから、その促進に努める。

カ. 普及啓発

- 住民及び事業者に対して、ごみの減量化やリサイクル、正しいごみの出し方等に関する普及啓発を徹底するとともに、その活動が効果的なものとなるよう、関係機関とも連携を行う。具体的には、ごみ減量等の広報紙への掲載、啓発ポスター、パンフレットの作成、専門家による講演会・研修会等の開催を検討・実施する。
- ごみの分別方法、ごみ減量等に関する出前講座の開催について検討する。
- ごみの減量・リサイクル、環境保全に積極的に取り組んでいる事業者に対し、優良事業者として認定・表彰等を行い、事業者の取り組みを評価する制度の創設を検討する。

第5節 分別、収集・運搬計画

1. 基本方針

収集・運搬の主体である金武町・宜野座村では、3Rにつながるごみの分別区分や超高齢化社会の進行等に対応した収集・運搬体制を構築するとともに、利便性の向上・効率化を図り、収集・運搬費用の低減に努めるものとします。

2. 収集・運搬体制及び収集の方法

(1) 収集・運搬の主体

ごみの収集・運搬の主体は、金武町・宜野座村の両町村とします。

(2) 収集対象区域

収集対象区域については、これまでどおり、生活系ごみ、事業系ごみともに金武町・宜野座村のそれぞれの行政区域の全域とします。

(3) 収集方式

生活系ごみは、今後も戸別収集方式を行っていくものとします。もやせるごみ、ペットボトル（資源ごみ）は、透明なビニール袋に入れて排出、もやせないごみは、かごに入れて排出、古紙類は紙ひもでしばって排出されたものを定期的に収集します。なお、粗大ごみについては、当面の間、申込み制（有料）による自己搬入を継続しますが、今後の超高齢化社会への対応を考慮した収集・運搬体制の構築について検討を進めます。

事業系ごみについては、今後も事業所と許可業者との契約による収集方式を継続します。

(4) ごみの分別区分

生活系ごみについては、今後、住民のリサイクル機会の増大につながる取り組みとして、「雑がみ（ミックスペーパー）」「紙製容器包装」「ガラスびん（茶色・無色・その他）」「古着・布類」「プラスチック製容器包装」「小型家電」など、回収品目の追加（表4.5-1ごみの標準的な分別収集区分：現状の「類型Ⅰ」から「類型Ⅱ」へのステップアップ）について、当該品目のリサイクルの状況、収集・運搬及び処理コスト（財政負担）等とのバランスも考慮しながら検討を行います。また、「もやせるごみ」の分別については、鉛を含むごみを混入させないための周知や方法を検討します。

事業系ごみについては、事業所と許可業者との契約により、生活系ごみに準じた分別区分とし、可能な限り統一を図ります。

表4.5-1 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、または一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
⑧粗大ごみ			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、または一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意する事が必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、または一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意する事が必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月)」

3. 計画ごみ収集・運搬量

本計画の目標達成時における計画ごみ収集・運搬量については、表4.5-2、図4.5-1に示すとおりです。

収集・運搬の対象となる生活系ごみについては、中間目標年度の令和10年度が2,866t、目標年度の令和15年度が2,649tと見込まれます。

なお、令和2年9月から稼働した金武地区清掃センターにあわせて、米軍基地（キャンプ・ハンセン）からのごみの受入に伴い、収集・運搬量の予測を行っています。

米軍ごみの収集・運搬は、民間事業者が行います。

表4.5-2 計画ごみ収集・運搬量

区分		単位	実績値		計画値（目標達成時）	
			2016 (H28)	2021 (R3)	2028 (R10)	2033 (R15)
家庭系ごみ	もやせるごみ	t/年	3,429	3,676	2,257	2,086
	もやせないごみ	t/年	51	132	81	75
	資源ごみ	t/年	374	422	262	242
	粗大ごみ	t/年	97	447	265	245
	計	t/年	3,951	4,677	2,866	2,649
事業系ごみ		t/年	1,920	1,983	2,107	2,273
米軍ごみ		t/年	—	1,396	2,107	2,107
合計		t/年	—	8,056	7,079	7,030
合計（米軍ごみ除く）		t/年	5,871	6,660	4,972	4,923

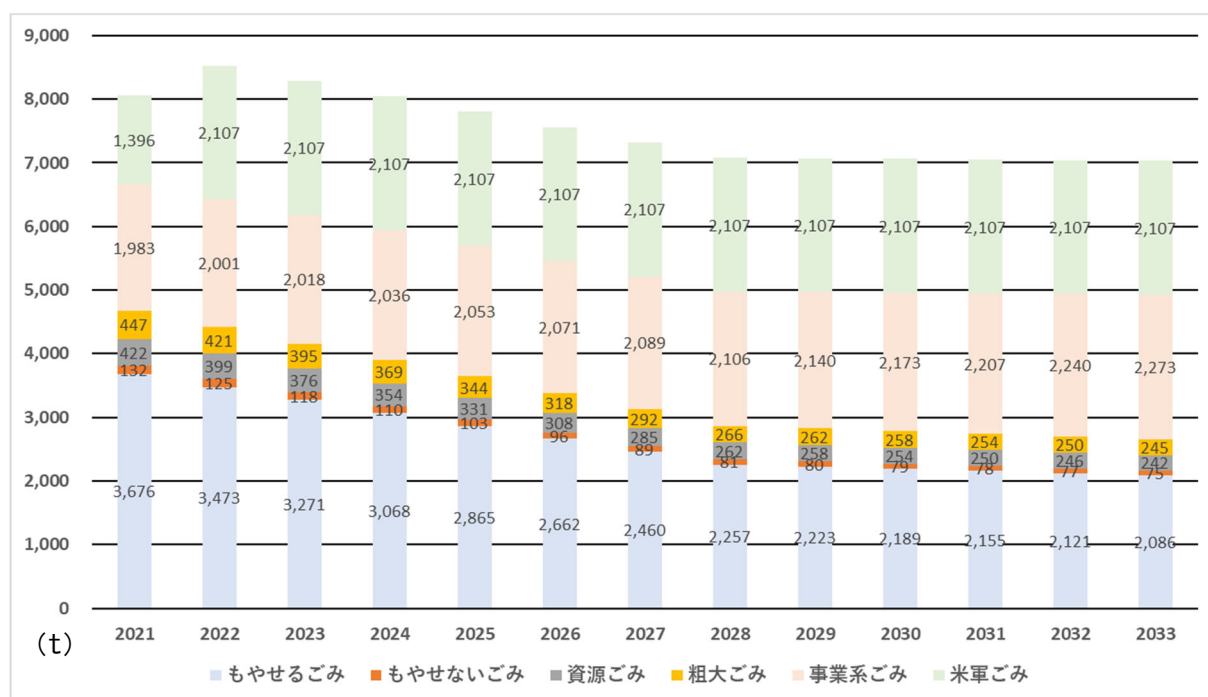


図4.5-1 計画ごみ収集・運搬量

第6節 中間処理計画

1. 基本方針

ごみ処理・処分の主体である金武地区消防衛生組合では、3Rの考え方に基づき、可能な限りリユース（再使用）した後に、もやせないごみ、資源ごみはリサイクル（再生利用）を行っていくものとし
ます。

ごみ処理施設については、適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理・
処分過程における環境負荷の低減とコスト削減を目指します。また、大規模な災害が発生した場合に
も十分に対応できるよう近隣自治体等との連携を深め、災害に強く安全で安定したごみ処理・処分体
制の構築を図ります。

2. ごみ処理施設の維持管理及び整備

（1）新ごみ処理施設の整備

① もやせるごみを対象にした『ごみ焼却処理施設』の整備

金武地区消防衛生組合では、令和2年度にもやせるごみを対象としたごみ焼却処理施設の整備を行
い、供用を開始しました。

② 不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみを対象にした『リサイクル施設』の整備

金武地区消防衛生組合では、令和2年度に不燃ごみ（もやせないごみ）・資源ごみ・粗大ごみを対象
としたリサイクル施設の整備を推進し、供用を開始しました。

（2）旧ごみ焼却施設跡地の利活用

ごみ焼却施設、リサイクル施設が令和2年度より供用開始されたことに伴い、旧施設跡地の利活用
について検討します。

3. 計画中間処理量

（1）計画処理量

本計画の目標達成時における計画処理量は、表4.6-1、図4.6-1に示すとおりです。

米軍ごみを含む計画処理量は、中間目標年度の令和10年度が7,289t、目標年度の令和15年度が
7,175tと見込まれます。施設別の計画処理量（規模）でみると、ごみ焼却処理施設は、5,360 t、リサ
イクル施設が1,209tとなります。

表4.6-1 計画処理量

区分	単位	実績値		計画値（目標達成時）	
		2016 (H28)	2021 (R3)	2028 (R10)	2033 (R15)
もやせるごみ	t/年	5,178	6,508	5,702	5,360
粗大ごみ	t/年	79	246	239	285
もやせないごみ	t/年	150	293	272	321
資源ごみ	t/年	466	1,008	1,075	1,209

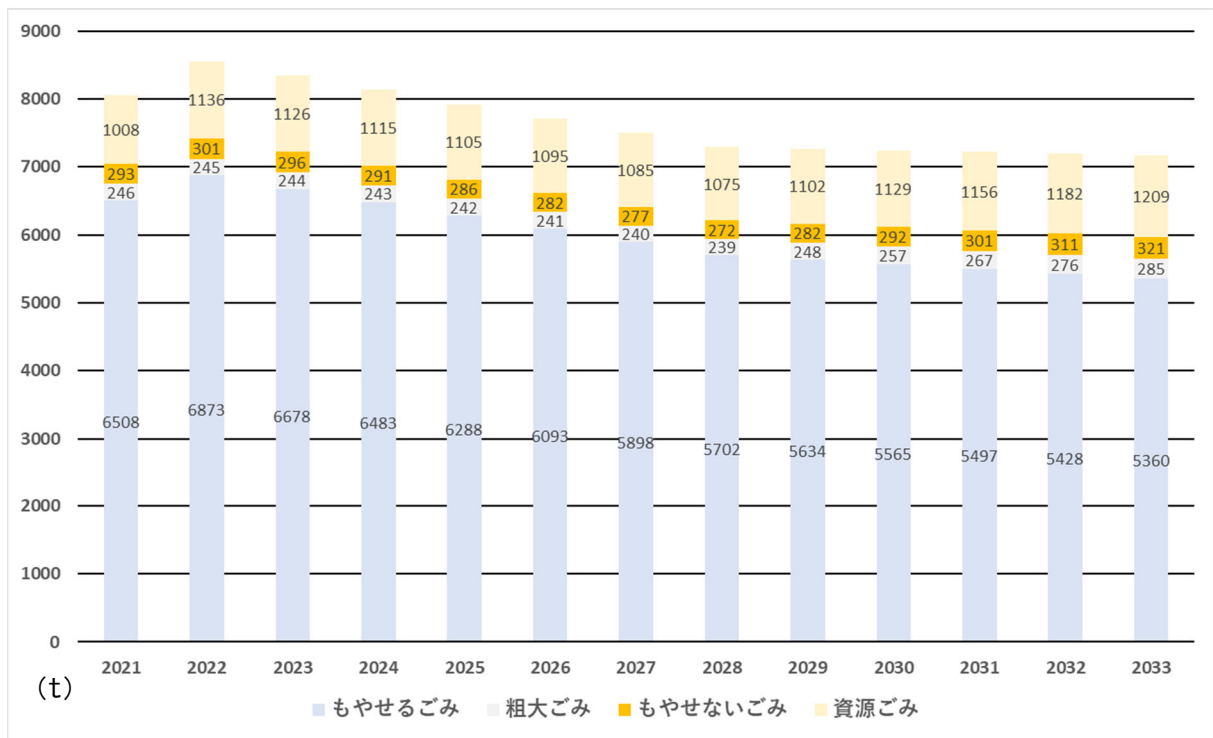


図4.6-1 計画処理量

表4.6-2 ごみ焼却処理施設の施設規模（参考）

計画処理能力	32 t / 日 (16t/8h×2基)
--------	----------------------

表4.6-3 不燃ごみ・粗大ごみ処理系統の施設規模（参考）

破碎・選別・圧縮設備の処理能力	6.3 t / 5h
-----------------	------------

(2) 計画資源化量

本計画の目標達成時における計画資源化量は、表4.6-4、図4.6-2に示すとおり。

米軍ごみを含む計画資源化量は、中間目標年度の令和10年度が1,464 t、目標年度の令和15年度が1,734tと見込まれる。

表4.6-4 計画資源化量

区分	単位	現況値		計画値 (目標達成時)		
		2016 (H28)	2021 (R3)	2028 (R10)	2033 (R15)	
ごみ総排出量	t/年	5,838	8,054	7,289	7,175	
不燃ごみ回収量	t/年	73	293	272	321	
資源ごみ回収量	t/年	525	1,008	1,075	1,209	
資源化量 内訳	紙類 (紙類、紙パック、紙製容器包装)	t/年	144	393	457	541
	金属類	t/年	115	173	201	238
	ガラス類	t/年	169	205	238	282
	ペットボトル	t/年	57	92	107	127
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0
	容器包装プラスチック	t/年	0	0	0	0
	プラスチック類	t/年	0	0	0	0
	布類	t/年	0	0	0	0
	肥料	t/年	0	0	0	0
	飼料	t/年	0	0	0	0
	溶融スラグ	t/年	0	0	0	0
	固形燃料	t/年	0	0	0	0
	燃料	t/年	0	0	0	0
	焼却灰	t/年	0	387	450	533
	セメント等への直接投入	t/年	0	0	0	0
	飛灰の山元還元	t/年	0	0	0	0
	廃食用油	t/年	0	0	0	0
その他	t/年	5	10	11	13	
資源化量	t/年	490	1,259	1,464	1,734	
リサイクル率	%	8.4	15.6	20.1	24.2	

第7節 最終処分計画

1. 基本方針

中間処理の主体である本組合では、ごみの減量化・リサイクルを推進した後に生じたごみを適正に埋立処分します。

災害にも強く安全で安定したごみ処理・処分体制を構築するためには、最終処分場を含むごみ処理施設を計画的に整備し、適切に運営・管理することが必要であり、早急に新たな最終処分場の確保を図るものとします。

2. 新最終処分場の整備

本組合は、できるだけ早い時期の供用開始を目指し、新規の最終処分場の整備を推進します。

施設整備に当たっては、中間処理において可能な限り減量・リサイクルを行うことで、最終処分量の削減に努め、周辺環境に配慮した施設とします。

- 埋立年数 : 20年間
- 埋立対象物 : 焼却残渣、不燃残渣

3. 計画最終処分量

本計画の目標達成時における計画最終処分量は、表4.7-1、図4.7-1に示すとおりです。

米軍ごみを含む計画最終処分量は、中間目標年度の令和10年度が375t、目標年度の令和15年度が368tと見込まれます。

また、最終処分率では、中間目標年度の令和10年度が5.1%、目標年度の令和15年度が5.1%となります。

表4.7-1 計画最終処分量

区分	単位	実績値		計画値（目標達成時）		
		2016 (H28)	2021 (R3)	2028 (R10)	2033 (R15)	
ごみ総排出量	t/年	5,838	8,054	7,289	7,175	
最終処分量	可燃残さ	t/年	501	453	363	357
	不燃残さ	t/年	19	13	11	10
	計	t/年	520	466	375	368
最終処分率	%	8.9	5.8	5.1	5.1	

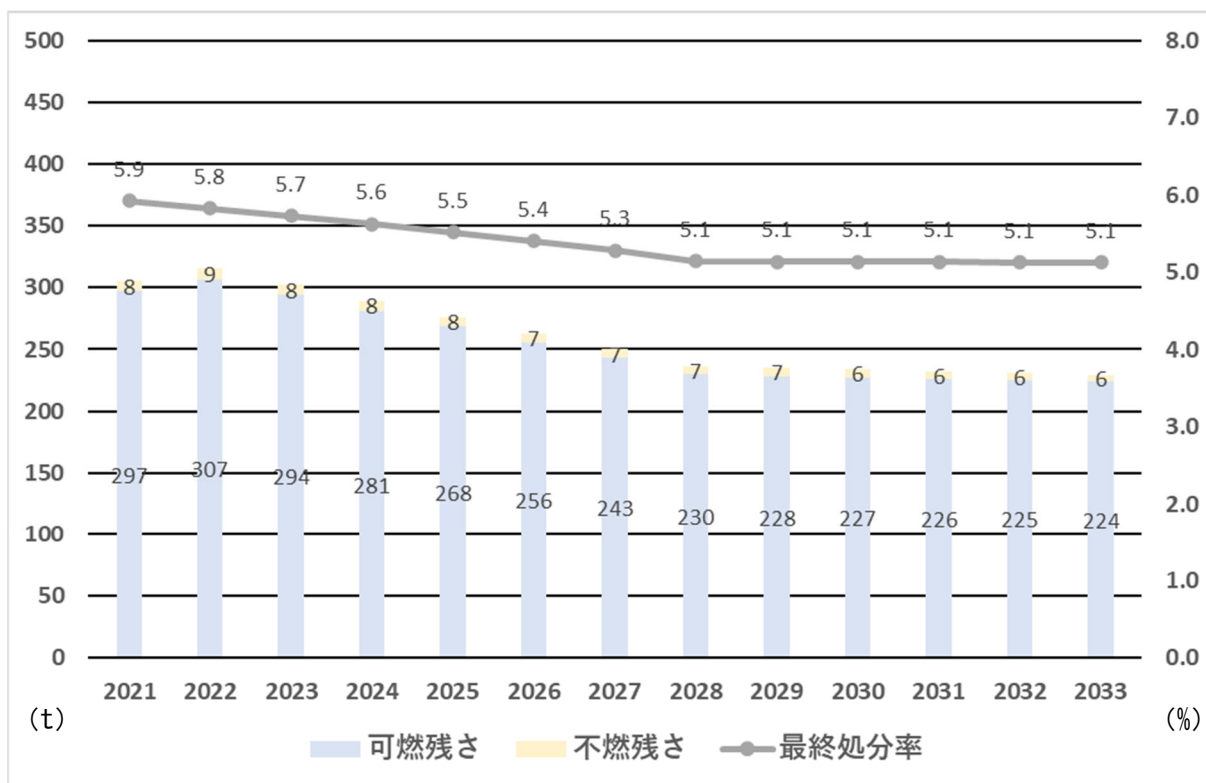


図4.7-1 計画最終処分量

第8節 計画ごみ処理フロー

本計画の目標が達成された場合、将来のごみ処理フローについては、図4.8-1に示すとおりとなります。なお、新最終処分場は、令和9年度内の供用開始を目標としています。

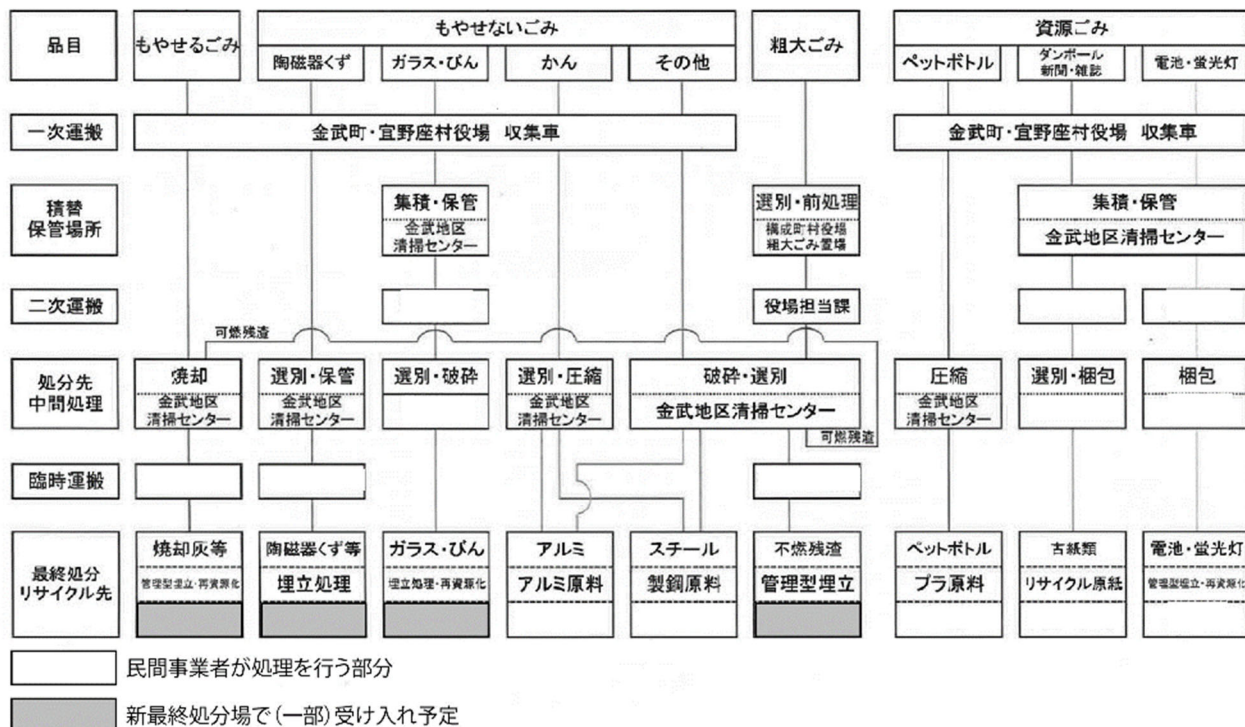


図4.8-1 将来のごみ処理フロー

第9節 その他の計画

1. 不適正処理・不法投棄の防止対策

ごみの不適正処理及び不法投棄を防止するために各町村と連携し、啓発・指導の立看板の設置やパトロールの強化等の対策に協力していきます。また、住民、事業者、警察、県などと緊密に連携を図り、不法投棄の未然防止の取り組みに協力していきます。

2. 環境教育・学習、普及啓発活動の推進

3Rや環境問題に対する理解と関心を深めるため、現在、学校で実施されている環境教育・学習に積極的に協力するとともに、ごみ処理施設見学など、各町村が実施する住民向けの環境学習等に対しても必要な支援・協力を行います。

3. 在宅医療廃棄物対策

今後、超高齢化社会の進行に伴って、在宅医療廃棄物も増加することが予想されます。使用済注射針、ガーゼ等の感染性廃棄物については、生活系ごみとは区分し、適正な回収・処理が必要になることから、今後、介護・福祉や医療機関等と協議するなど、適正な回収・処理方法について検討を行います。

4. 特別管理一般廃棄物対策

(1) PCBを部品中に使用した廃電気製品

PCBを使用した部品を含む廃電気製品については、本組合では処理できないため、排出者自らが販売店や製造業者へ引き渡すものとします。

(2) 感染性一般廃棄物

医療機関から排出される感染性一般廃棄物については、本組合では処理できないため、医療機関自らが専門廃棄物処理業者に処分を委託しており、今後も適正な処分を指導していきます。

(3) 廃水銀（一般廃棄物である水銀使用製品から回収された廃水銀）

水銀を使用した廃製品（乾電池、蛍光灯、水銀体温計等）については、現在、資源ごみの区分で収集し、民間業者に処理を委託していますが、平成27年6月に「水銀による環境の汚染防止に関する法律」が制定され、『水銀使用製品から回収された廃水銀』が特別管理一般廃棄物に指定されたことから、今後、より適正な回収方法や処理・処分のあり方について検討を行います。

5. 災害廃棄物対策

台風や地震等の自然災害において、金武町や宜野座村の海岸部は、地震による津波被害等が想定されています。沖縄県災害廃棄物処理計画では、最大クラスの地震(L2)において、金武町では357千t、宜野座村では274千tの災害廃棄物が発生するものと見込まれており、これらの災害廃棄物は、年間ごみ総発生量（令和3年度）の金武町では約83倍、宜野座村では約119倍に及ぶものとなっています。

表4.9-1 災害廃棄物の発生量（想定）

分類	切迫性が高い地震(L1)	最大クラスの地震(L2)
地震の種類	沖縄本島南西沖地震	沖縄本島南東沖地震3連動
金武町	35(30)千t	357(228)千t
宜野座村	19(17)千t	274(195)千t

出典:沖縄県災害廃棄物処理計画(平成29年3月)資料編。表中()内の数値は津波堆積物を示す。

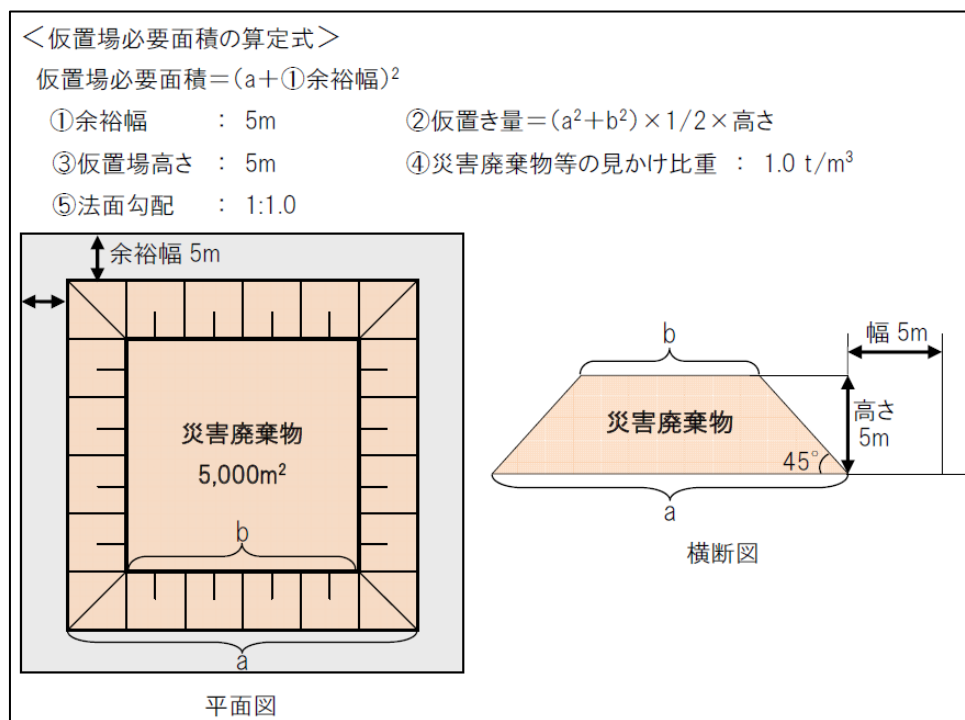
大規模災害時には、日常発生する廃棄物とは別に一時的に多量の災害廃棄物が発生するなど、本組合だけでは対応が困難となることが想定されることから、できるだけ早い時期に以下の事項について、両町村と協議を行い、実効性の高い災害廃棄物対策を進めます。

- ◆地域内で発生した災害廃棄物への対応について、組合と構成町村の連絡・連携体制と役割分担の明確化。
- ◆災害廃棄物の一次仮置場（候補地）の設定。
- ◆災害発生時に収集・運搬、処理・処分等の対応が困難となった場合に備えて、沖縄県、県内市町村・一部事務組合及び関係団体等との連携体制、相互支援体制の強化。
- ◆災害廃棄物処理計画の策定。

表4.9-2 一次仮置場の必要面積（想定）

分類	切迫性が高い地震(L1)		最大クラスの地震(L2)	
地震の種類	沖縄本島南西沖地震		沖縄本島南東沖地震3連動	
一箇所に集めた場合	1辺の長さ(m)	必要面積(m ²)	1辺の長さ(m)	必要面積(m ²)
金武町	89	8,800	272	76,900
宜野座村	66	5,000	239	59,600

出典：沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）資料編。



出典：沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）資料編。

第10節 計画の進行管理

ごみの減量等の目標を達成するためには、施策や取り組みの状況、目標値の達成状況等を定期的に点検・評価し、施策等の改善を行っていくことが重要です。

本計画では、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）から成るPDCAサイクルの考え方に基づいて、継続的な改善を図っていくものとします。

具体的な進行管理は、毎年度、一般廃棄物処理実施計画を策定するなかで、収集・運搬、処理・処分実績データ（民間リサイクルルートを含む）等に基づき、施策や取り組み等の実施状況、目標の達成状況等を点検・評価していくものとします。

なお、一般廃棄物処理実施計画は、毎年度、本組合の構成町村である金武町・宜野座村のホームページにおいて公表することとします。

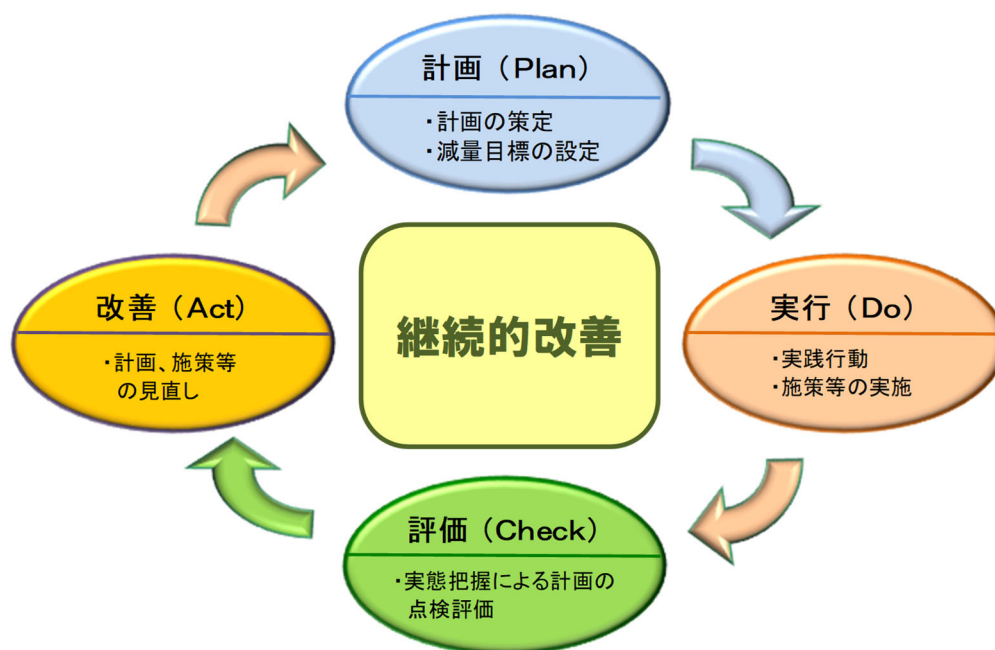


図4.10-1 計画の進行管理：PDCAサイクル（概念図）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和6年3月

策定者 金武地区消防衛生組合（金武町・宜野座村）
〒904-1294 沖縄県国頭郡金武町字金武 7745 番地
TEL 098-968-2310 FAX 098-989-5507

策定委託 株式会社沖縄環境経済研究所
〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎 12 番地 57